

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 68 件

国民年金関係 20 件

厚生年金関係 48 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 108 件

国民年金関係 57 件

厚生年金関係 51 件

## 東京国民年金 事案 8733

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から56年3月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、平成元年11月から22年1月までは付加保険料を含めて保険料を納付している上、申立人の保険料を納付していたとする父親及び母親は、自身の保険料を完納している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年8月時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立期間直後の期間の保険料は納期限内に納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から同年6月まで  
私は、体調を崩して会社を辞めた後、社会保険事務所（当時）から通知と電話をもらい、国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録により、申立人は、平成14年4月22日に作成された未加入期間適用勧奨の対象者一覧表に記載され、申立期間を含む12年4月から14年2月までの未加入期間について、加入勧奨を受けて加入手続がなされていることが確認できること、加入勧奨を受けた時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人は、当時時効に注意して保険料を納付していたと説明しており、オンライン記録から申立期間直後の12年7月から14年2月までの期間の保険料について、14年8月から15年6月にかけて10回にわたって時効期間経過前に過年度納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 8740

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、申立人の納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 41 年 3 月まで

私の夫は、昭和 39 年 3 月に婚姻した後、私の国民年金の加入手続きをしてくれ、同居の家族の分とともに私の国民年金保険料を昭和 39 年 9 月から集金人に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 19 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間に係る国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫及び同居の家族の保険料は、国民年金制度発足当初からすべて納付されている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 39 年 10 月ごろに払い出されており、申立期間当時、申立人が居住していた区において集金人による国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認できることから、同居の家族の保険料を集金人に納付したとする申立人の夫が、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月から同年12月まで

私は、「平成15年分給与所得者の保険料控除申告書」を所持しており、そこに3か月分の国民年金保険料の記載がある。申立期間の保険料が督促された記憶も無い。未納期間6か月のうち3か月を納付済みに、残りの3か月を直前同様、免除期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年7月から同年9月までの期間については、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付、又は追納しており、学生納付特例の期間の保険料も追納するとともに、未納期間が生じた場合は過年度納付により保険料の未納解消に努めていることが確認できるなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間当時の勤務先に提出したとする「平成15年分給与所得者の保険料控除申告書」を所持しており、当該申告書に記載されている国民年金保険料の金額は申立期間当時の3か月分の保険料額と一致することから、申立人は、当該申告書を作成した15年11月、又は同年12月の時点で、既に3か月分の保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、当該期間直前の申請免除期間は平成15年6月までであり、申立人が15年8月17日まで居住していた市を管轄する社会保険事務所（当時）では、申請免除期間ではない15年7月から翌年3月までの納付書については、同年7月中には発送していたと考えられると説明している。

以上の状況を踏まえると、申立人が当該期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

しかしながら、申立期間のうち、平成15年10月から同年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、免除申請をした期間及び時期の記憶が曖昧であり、オンライン記録では、平成15年に免除申請をした記録が無いなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成15年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 8749（事案 3718 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで  
私は、市から送付される納付書で、申立期間の国民年金保険料を市役所や金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、申立人の妻も当該期間の保険料は未納であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回は、申立人から当時の状況について具体的に聴取することができ、申立人は、国民年金加入当初は集金人に保険料を納付して国民年金手帳に押印してもらっていたが、手帳による保険料納付が終了した昭和48年4月からは市役所から送付された納付書によって、市役所や金融機関で納付していたと説明しており、この説明は、申立期間当時、申立人が居住していた市における納付書制度の実施時期及び実施内容と一致している。

また、申立人は当該市役所庁舎の移転に伴い、バスを利用して保険料を納付していた時期もあったと説明しており、この説明は、当該市役所庁舎が、申立期間の前の47年5月に移転していたことと合致している。

さらに、申立人が所持する領収証書により、申立期間前後の昭和48年4月から同年9月までの期間及び49年4月から同年12月までの期間の保険料を、

いずれも現年度納付していることが確認でき、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間前後を通じて、申立人の住所に変更は無く、申立人は申立期間の後の51年ごろに大病を患って保険料の納付が困難となり保険料の免除申請等を行うまで、健康にも問題はなかったと説明しているなど、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

なお、申立人は、前回申立ての際に提出した「48年度（仮）」と記載のある領収証書をもとに今回再申立てを行っているが、当該領収証書には「第4期1、2、3月分」と記載されているものの、当該金額は、昭和48年度の第4期である昭和49年1月から3月までの保険料額と相違し、昭和49年度の第4期である昭和50年1月から同年3月までの保険料額と一致していること、当該領収証書に記載されている納付日からは昭和48年度の保険料は時効により納付することができないこと、申立人が所持する国庫金の領収証書には昭和49年度第4期の納付対象期間及び前記の保険料額と同額の記載があり、仮の領収証書に記載されている領収日昭和51年6月4日の4日後に納付した旨のスタンプが押されていることから、市職員は、申立人から50年1月から同年3月までの保険料を過年度納付するために当該金額を預かったものの、当該仮領収証書を作成する際、「49年度（仮）」と記載すべきところを誤って「48年度（仮）」と記載したものと推察される。また、申立人の特殊台帳においても、当該期間の保険料は51年6月に納付されていることが確認できることから、当該仮の領収証書に記載されている保険料は、50年1月から同年3月までの保険料として収納されたと考えるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から54年3月まで

私は、夫が会社を退職した昭和51年3月に、夫婦で区役所に行き、夫婦の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った際に、年金手帳を受け取り、その後は夫婦二人分の国民年金保険料を毎月一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年10月から54年3月までの期間については、申立人は当該期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された54年7月時点で、保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和51年3月から52年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付金額及び納付方法に関する記憶が曖昧であり、一緒に納付していたとする夫も当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年12月まで

私の妻は、国民年金制度発足当初に、夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立期間前の昭和36年4月から39年3月までの保険料を47年6月16日に、申立期間後の41年4月から42年3月までの保険料を46年12月31日に、それぞれ第1回特例納付で納付しており、これらの納付時点で申立期間の保険料は納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 37 年 10 月から 38 年 9 月まで  
③ 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで  
④ 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

結婚前の申立期間①及び②については、私の義姉が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後の申立期間③及び④については、私の妻が毎月集金人に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、当該期間は 3 か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されている。また、申立人の保険料を納付していたとする妻は、当該期間の保険料を集金人に自宅で納付したことを記憶しており、当時の納付方法等と合致している上、納付したとする金額は当時の保険料額とおおむね一致している。さらに、申立人は、当該期間中の昭和 63 年 1 月に 61 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料を過年度納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の義姉が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は当該期間の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を

行い保険料を納付したとする義姉から聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である上、申立期間①については、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、一緒に納付したとしている兄及び義姉も当該期間の保険料が未納であること、申立期間②のうち、昭和 38 年 4 月から同年 9 月までの期間については、特殊台帳に「時効消滅」と記載されていることなど、申立人の義姉が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の直後の期間の保険料は 61 年 10 月に過年度納付されており、当該過年度納付時点では、時効により保険料を納付することができない期間であり、当時居住していた市の保険料検認記録には未納と記載されているなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私の母は、納税組合の集金人に、家族の国民年金保険料、国民健康保険料、住民税などをまとめて毎月納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年5月ごろに払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立人は、保険料の納付方法について、納税組合の集金人が1年毎に交代で家族の保険料や住民税などをまとめて集金していたと具体的に説明しており、当時の保険料の納付方法と合致している上、納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立期間について自身の保険料は納付済みであり、オンライン記録で納付日が確認できる平成11年4月から同年6月までの申立人及びその母親の保険料は同一日に納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から49年3月まで  
昭和50年4月から同年9月まで

私が20歳のころに、母が私の国民年金の加入手続きを行い、郵便局で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は6か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料を納付しており、当該期間直前の保険料は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年12月時点からみて、過年度納付していることが確認でき、当該払出時点で、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、申立人が20歳になった昭和46年\*月に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、上記のとおり申立人の手帳記号番号は、申立期間後の50年12月に払い出されており、当該期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第2回特例納付により保険料を納付する以外にないが、申立人の母親は、特例納付制度については知らないと説明しており、さかのぼって保険料を納付した記憶が曖昧であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 8779

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 49 年 12 月まで

私の妻は、結婚後の夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。私が会社を退職した後も、すぐに国民年金の再加入手続をし、保険料を納付してくれていた。申立期間の妻の保険料が納付済みで、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き婚姻後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は、申立期間前の厚生年金保険に加入したことに伴う国民年金の被保険者資格喪失手続及びその後の申立期間の厚生年金保険から国民年金への切替え手続を適切に行っていることが確認できること、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間について一部保険料未納の期間（9 か月）があるが、当該期間を除いて婚姻後から 60 歳到達時まで保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年12月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年3月まで  
私の姉は、私の国民年金保険料を姉夫婦の保険料と一緒に集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から41年12月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間については、申立人は20歳到達時から当該期間直前の40年3月までの国民年金保険料が納付済みであり、保険料を納付していたとする申立人の姉が、当該期間の保険料を区の集金人に納付した際、国民年金手帳に印紙を貼付<sup>ちようふ</sup>されていたと説明する納付方法は、申立人が当時居住していた区における保険料の納付方法と合致する上、姉が申立人の保険料と一緒に納付していたとする姉夫婦の保険料は、当該期間が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの期間については、姉が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料と一緒に納付していたとする姉夫婦も、当該期間の保険料が未納となっているなど、姉が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年12月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年3月まで  
② 昭和58年4月から同年7月まで  
③ 昭和58年8月から61年3月まで

私は、昭和51年ごろに国民年金の加入手続きを行い、納付書により郵便局及び銀行で定期的に国民年金保険料を納付していた。また、58年8月に夫の転勤に伴って転居した後も郵便局で保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和51年1月以降、申立期間を除き60歳到達時までの国民年金保険料をおおむね納付しており、当該期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間当時は保険料の納付は3か月を単位として行われていたが、申立人は、申立期間②のうち昭和58年7月の1か月分のみを納付した際の記憶が曖昧である。また、申立人が所持する年金手帳には、申立期間③直前の58年8月18日に国民年金の資格を喪失した旨の記載があり、申立期間③直後の61年4月1日に第3号被保険者の資格を取得するまでの期間は未加入期間であることから、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月

私は、昭和 49 年 7 月に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は母に預けて両親の分と一緒に納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年定期保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料と一緒に納付していたとする両親は、制度発足当初から 60 歳到達時までの保険料を完納していること、申立期間直前の期間の保険料は現年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和46年2月及び同年3月

私は、理容店で働いていたころ、店主の勧めにより国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。結婚後、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は2か月と短期間であり、申立人は、昭和39年4月以降、申立期間を除き60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が保険料を一緒に納付していたとする妻の当該期間の保険料は納付済みであること、申立人は、当該期間直前の46年1月分の保険料を第2回特例納付により納付しており、申立人が当該期間の保険料を未納としたまま1か月のみの保険料を特例納付したとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人に国民年金への加入を勧めてくれたとする理容店の店主及びその妻と連番で昭和39年5月に払い出されており、当該店主夫妻も申立人と同様同年4月から保険料の納付を開始しており、当該期間の保険料が未納であること、申立人は、当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしていることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月及び3月

私の夫は、結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足以降、申立期間を除き60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする夫は、申立期間の保険料が納付済みであること、申立人は、申立期間直前の47年1月分の保険料を第2回特例納付により納付しており、申立期間の保険料を未納としたまま1か月のみの保険料を特例納付したとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 8796

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月まで

私は、35 歳になる直前に国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料は私の元夫が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 18 か月であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は申立期間を除く、国民年金加入手続後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、元夫が当時取引しており、申立期間の保険料の納付を依頼していたとする金融機関では、取引先の依頼があれば集金時に納付書を預かって納付手続を行っていたと説明しているほか、申立人は、申立人が受給権を取得するためには保険料を未納のままにできないことを申立人の保険料を納付していたとする元夫は知っていたと説明しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの期間及び10年5月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から10年3月まで  
② 平成10年5月から11年3月まで

私は、平成8年12月ごろに国民年金の加入手続きを行い、県庁内の郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入期間の一部は、平成9年12月17日に記録が追加されたことがオンライン記録で確認でき、当該記録追加が行われた時点で、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間①及び②の間の平成10年4月の保険料は同年4月7日に現年度納付されていることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人は、申立期間の保険料を勤務先に隣接する郵便局で納付し、その保険料額は1万2,000円から1万3,000円程度であったと説明しており、その納付場所は当時の状況と合致し、納付金額も申立期間当時の保険料額とおおむね合致していること、申立人は、自身の職場は公共的性格が強く、法律や各種の税金、保険料の納付等については遵守するよう指導されていたこと、申立期間前後の未納期間については未納であることを認識していたと具体的に説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月及び同年 2 月

私は、転出手続の際、市役所で国民年金保険料の納付について相談したところ、申立期間の保険料は現住地で納付しておいた方が良いと言われ、納付書を作成してもらい、その場で申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、「転出手続の際、市役所で年金についての相談をし、申立期間の保険料を納付するよう勧められ、その場で納付書を書いてもらい、保険料を納付した。」とする申立人の主張は具体的であり、不自然さは見られない。

また、申立人は、昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料の領収証書を 2 通所持しており、1 通は別人の国民年金手帳の記号番号が記載されていることから、行政側に不適切な事務処理があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 58 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月から同年 4 月まで  
② 昭和 63 年 8 月から平成 4 年 3 月まで

私は、昭和 63 年 4 月ごろから平成 4 年 3 月まで、妻の実家の所在する市に住民票を残したまま海外で勤務していた。帰国後、義母から海外滞在中の私の国民年金保険料をずっと納付していたと聞いており、申立期間の②の保険料は納付済みのはずである。申立期間の①の保険料は、はっきりとは憶えていないが納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の①については、4 か月と短期間であり、また、直前の 62 年 12 月及び直後の 63 年 5 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料は現年度納付されており、加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 58 年 6 月時点において、申立期間の①の保険料は現年度納付が可能な期間であり、当該期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間の②については、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料納付に関与しておらず、保険料を納付したとする義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、「昭和 63 年 4 月ごろから平成 4 年 3 月まで、妻の実家の所在する市に住民票を残したまま海外で勤務し、その間の保険料は義母が納付していた。」と主張しているが、義母が居住していた市は、「申立人は、海外に転出したことを理由として昭和 63 年 5 月に国民健康保険の資格を喪失

している。」と述べている。このほか、義母が申立人の国民年金について、申立期間当時に、海外居住を理由として任意加入を行い当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、＜標準賞与額（事後訂正額）＞（別添一覧表参照）とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額はそれぞれ＜標準賞与額（給付基礎額）＞（別添一覧表参照）とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額（あっせん額）＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

|        |   |           |
|--------|---|-----------|
| 氏名     | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : |           |
| 生年月日   | : |           |
| 住所     | : |           |

### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与の額と相違していることが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書から、＜標準賞与額（あっせん額）＞（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、＜標準賞与額（あっせん額）＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 8 件（別添一覧表参照）

| 事案番号  | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日   | 住所 | 申立期間<br>(賞与支給日) | 標準賞与額<br>(事後訂正額) | 標準賞与額<br>(給付基礎額) | 標準賞与額<br>(あっせん額) |
|-------|----|--------|--------|----|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 12595 | 男  |        | 昭和43年生 |    | 平成15年7月10日      | 82万 6,000円       | 72万 6,000円       | 82万 7,000円       |
| 12596 | 男  |        | 昭和43年生 |    | 平成15年7月10日      | 137万 円           | 110万 円           | 137万 1,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成16年7月9日       | 142万 5,000円      | 115万 5,000円      | 142万 6,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成17年7月8日       | 136万 7,000円      | 109万 7,000円      | 136万 8,000円      |
| 12597 | 男  |        | 昭和39年生 |    | 平成15年7月10日      | 145万 8,000円      | 118万 8,000円      | 147万 6,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成16年7月9日       | 145万 8,000円      | 118万 8,000円      | 147万 6,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成17年7月8日       | 150万 円           | 137万 6,000円      | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成18年7月10日      | 150万 円           | 142万 2,000円      | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成19年7月10日      | 150万 円           | 142万 2,000円      | 150万 円           |
| 12598 | 男  |        | 昭和40年生 |    | 平成15年7月10日      | 150万 円           | 128万 5,000円      | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成16年7月9日       | 147万 6,000円      | 120万 6,000円      | 147万 9,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成17年7月8日       | 142万 7,000円      | 115万 7,000円      | 143万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成18年7月10日      | 150万 円           | 123万 6,000円      | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成19年7月10日      | 150万 円           | 124万 9,000円      | 150万 円           |
| 12599 | 男  |        | 昭和45年生 |    | 平成15年7月10日      | 144万 9,000円      | 119万 9,000円      | 144万 9,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成16年7月9日       | 147万 6,000円      | 120万 6,000円      | 148万 6,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成17年7月8日       | 150万 円           | 129万 3,000円      | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成18年7月10日      | 150万 円           | 132万 6,000円      | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成19年7月10日      | 150万 円           | 134万 円           | 150万 円           |
| 12600 | 男  |        | 昭和43年生 |    | 平成15年7月10日      | 122万 5,000円      | 107万 5,000円      | 123万 2,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成16年7月9日       | 144万 6,000円      | 119万 6,000円      | 145万 3,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成17年7月8日       | 137万 7,000円      | 112万 7,000円      | 138万 4,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成18年7月10日      | 145万 6,000円      | 120万 6,000円      | 146万 3,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成19年7月10日      | 150万 円           | 126万 6,000円      | 150万 円           |
| 12601 | 男  |        | 昭和40年生 |    | 平成15年7月10日      | 150万 円           | 129万 円           | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成16年7月9日       | 150万 円           | 136万 2,000円      | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成17年7月8日       | 132万 8,000円      | 95万 8,000円       | 133万 8,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成18年7月10日      | 149万 円           | 112万 円           | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成19年7月10日      | 150万 円           | 114万 7,000円      | 150万 円           |
| 12602 | 男  |        | 昭和42年生 |    | 平成15年7月10日      | 150万 円           | 125万 1,000円      | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成16年7月9日       | 144万 7,000円      | 117万 7,000円      | 145万 4,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成17年7月8日       | 139万 3,000円      | 112万 3,000円      | 140万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成18年7月10日      | 144万 6,000円      | 117万 6,000円      | 145万 3,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成19年7月10日      | 150万 円           | 133万 円           | 150万 円           |

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、＜標準賞与額（事後訂正額）＞（別添一覧表参照）とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額はそれぞれ＜標準賞与額（給付基礎額）＞（別添一覧表参照）とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額（あっせん額）＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

|        |   |           |
|--------|---|-----------|
| 氏名     | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : |           |
| 生年月日   | : |           |
| 住所     | : |           |

### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与の額と相違していることが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書から、＜標準賞与額（あっせん額）＞（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認めら

れる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 13 件（別添一覧表参照）

| 事案番号  | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日   | 住所 | 申立期間<br>(賞与支給日) | 標準賞与額<br>(事後訂正額) | 標準賞与額<br>(給付基礎額) | 標準賞与額<br>(あっせん額) |
|-------|----|--------|--------|----|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 12603 | 男  |        | 昭和37年生 |    | 平成17年7月8日       | 150万 円           | 132万 2,000円      | 150万 円           |
| 12604 | 女  |        | 昭和46年生 |    | 平成17年7月8日       | 150万 円           | 94万 4,000円       | 150万 円           |
| 12605 | 男  |        | 昭和39年生 |    | 平成15年7月10日      | 150万 円           | 132万 円           | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成17年7月8日       | 150万 円           | 140万 7,000円      | 150万 円           |
| 12606 | 男  |        | 昭和40年生 |    | 平成15年7月10日      | 150万 円           | 124万 2,000円      | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成16年7月9日       | 150万 円           | 128万 1,000円      | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成17年7月8日       | 142万 3,000円      | 115万 3,000円      | 142万 3,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成18年7月10日      | 150万 円           | 126万 9,000円      | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成19年7月10日      | 150万 円           | 133万 3,000円      | 150万 円           |
| 12607 | 女  |        | 昭和45年生 |    | 平成15年7月10日      | 82万 5,000円       | 72万 5,000円       | 82万 5,000円       |
|       |    |        |        |    | 平成16年7月9日       | 112万 6,000円      | 95万 6,000円       | 112万 6,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成17年7月8日       | 112万 6,000円      | 95万 6,000円       | 112万 6,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成18年7月10日      | 126万 9,000円      | 109万 9,000円      | 126万 9,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成19年7月10日      | 128万 円           | 111万 円           | 128万 円           |
| 12608 | 男  |        | 昭和39年生 |    | 平成15年7月10日      | 150万 円           | 123万 円           | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成16年7月9日       | 150万 円           | 144万 3,000円      | 150万 円           |
| 12609 | 男  |        | 昭和39年生 |    | 平成15年7月10日      | 117万 6,000円      | 100万 6,000円      | 117万 6,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成16年7月9日       | 122万 3,000円      | 105万 3,000円      | 122万 3,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成17年7月8日       | 117万 4,000円      | 100万 4,000円      | 117万 4,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成18年7月10日      | 121万 1,000円      | 104万 1,000円      | 121万 1,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成19年7月10日      | 122万 2,000円      | 105万 2,000円      | 122万 2,000円      |
| 12610 | 男  |        | 昭和40年生 |    | 平成15年7月10日      | 150万 円           | 130万 3,000円      | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成16年7月9日       | 150万 円           | 143万 7,000円      | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成17年7月8日       | 147万 2,000円      | 120万 2,000円      | 147万 2,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成18年7月10日      | 150万 円           | 129万 3,000円      | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成19年7月10日      | 150万 円           | 130万 6,000円      | 150万 円           |
| 12611 | 男  |        | 昭和44年生 |    | 平成16年7月9日       | 150万 円           | 96万 2,000円       | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成18年7月10日      | 105万 4,000円      | 88万 4,000円       | 105万 4,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成19年7月10日      | 106万 3,000円      | 89万 3,000円       | 106万 3,000円      |
| 12612 | 男  |        | 昭和42年生 |    | 平成16年7月9日       | 149万 7,000円      | 124万 7,000円      | 149万 7,000円      |
|       |    |        |        |    | 平成17年7月8日       | 150万 円           | 127万 8,000円      | 150万 円           |
| 12613 | 男  |        | 昭和49年生 |    | 平成18年7月10日      | 150万 円           | 100万 8,000円      | 150万 円           |
|       |    |        |        |    | 平成19年7月10日      | 121万 9,000円      | 106万 9,000円      | 121万 9,000円      |
| 12614 | 女  |        | 昭和42年生 |    | 平成19年7月10日      | 150万 円           | 104万 1,000円      | 150万 円           |
| 12615 | 男  |        | 昭和24年生 |    | 平成19年7月10日      | 113万 円           | 82万 5,000円       | 113万 円           |

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成8年5月30日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年3月及び同年4月の標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成8年5月30日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月15日から45年10月1日まで  
② 平成8年3月31日から同年11月30日まで

B社に勤務していた期間のうちの申立期間①、A社に勤務していた期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年3月31日の後の同年5月30日付けで、同年3月31日と処理されている上、他のすべての被保険者についても、申立人と同様の処理がなされていることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、A社における申立人の離職日は、平成8年7月10日であることが確認できる。

さらに、A社の元総務経理担当者や元従業員は、当時、給与の遅配や未払があったと供述している。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成8年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は商業登記簿謄本によれば、当該期間において法人事業所であったことが確認できることから当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、平成8年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失日に係る処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、上記資格喪失処理が行われた同年5月30日に訂正することが必要と認められる。

また、平成8年3月及び同年4月の標準報酬月額は、申立人のA社における同年2月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成8年5月30日から同年11月30日までの期間については、A社の元総務経理担当者は、当時の給与は20日締め当月払で、厚生年金保険料は当月控除であったと供述しているところ、申立人が所持している同年5月分の給料支払明細書によると、標準報酬月額44万円に相応する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A社は、平成8年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができないほか、他の従業員からも同年6月以降の保険料控除について明確な供述を得ることができず、このほか、申立人の申立期間②のうち、同年6月1日から同年11月30日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、平成8年5月30日から同年6月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成8年5月の標準報酬月額については、申立人から提出された同年5月分の給料支払明細書における保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は既に亡くなっており、当時の状況について確認することができず不明であるが、オンライン記録によると、同社は、当該期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人はB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社が加入していたC厚生年金基金の加入員番号払出簿によると、申立人は、同基金に昭和45年10月1日に加入していることが確認でき、また、申立人の同社における雇用保険の記録によると、申立人は同年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、これらは、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致してい

る。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、昭和40年以降に厚生年金保険被保険者資格を取得した5名に照会したところ、申立人を記憶している者が1名いたが、申立期間①における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、申立期間①における申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 3 月 16 日から 20 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 20 年 6 月 1 日から同年 8 月 25 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金の支給申請をした覚えは無く、受給もしていないので、年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年後の昭和 22 年 8 月 29 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額と相違している。

また、申立人が申立期間に勤務した最終事業所の厚生年金保険被保険者が記録された厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と資格喪失日が同じで脱退手当金の支給記録がある者の中には、オンライン記録における脱退手当金の支給記録が無い者がいるが、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

さらに、申立人は「退職してからは、申立期間の事業所に行ったことは無く、当時は、厚生年金保険に加入している認識も無いし、脱退手当金という制度を知らなかった。」と供述しているところ、元同僚も申立人と同じ内容の証言をしていることから申立人の申立内容は信用できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月26日から同年6月1日まで  
厚生年金保険の記録によると、申立期間における被保険者期間が欠落しているが、申立期間はA社から子会社のC社に設立準備のため転勤した時期である。A社に昭和31年2月4日に入社して以来、平成元年2月25日にC社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書及び社内報から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社では、「異動先であるC社は、申立人の異動日時点において厚生年金保険の適用となっておらず、昭和47年6月1日に同社が適用事業所となるまでの期間についての申立人の厚生年金保険被保険者資格は、A社で継続させることが妥当であった。」と回答していることから、昭和47年6月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和40年10月30日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月26日から33年1月1日まで  
② 昭和33年9月4日から34年1月7日まで  
③ 昭和40年10月30日から同年12月4日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②、C社に勤務した期間のうち申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、両社に間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 C社の事業主の回答から、申立人が申立期間③に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間③に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員7人に照会したところ、回答のあった5人のうち4人が、入社日と同日に厚生年金保険に加入したとしている。

さらに、C社の総務担当者は、同社に正社員として在籍していれば社会保険には全員加入させており、控除もしていたはずであるとしている。

これらのことから、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和40年12月のオンライン記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

一方、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らか

でないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 A社で申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録のある複数の従業員は、申立人が同社で勤務していたことを記憶しているが、申立人の退職日を記憶している者はおらず、退職日を特定できない。

また、申立人が申立期間①後に勤務したD社において、申立人は、昭和 33 年 1 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得しているが、当時、同社において被保険者であった複数の従業員は、同社には試用期間があり、入社日の 1 か月から 3 か月後に被保険者資格を取得していたとしており、また、同社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当時の従業員の被保険者資格取得日は各月の 1 日となっていることから、月の途中で試用期間が終了した運転手は、翌月の 1 日に手続きをしていたことがうかがえ、申立人は、申立期間①において、同社の試用期間であったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間①について、B社は、当時の記録は残っていないとしており、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②について、B社では、昭和 37 年ごろに作成したとするA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を保管しているが、当該被保険者名簿によれば、申立人の資格取得日は昭和 34 年 1 月 7 日とされており、オンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と一致している。

また、A社が作成した上記被保険者名簿に記載のある被保険者の資格取得日は暦順に記載されており、さかのぼって資格取得していた形跡はうかがえず、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和 63 年 11 月 1 日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社B支店を昭和 63 年 10 月 31 日付けで退職したが、厚生年金保険の資格喪失日が同年 11 月 1 日ではなく同年 10 月 1 日となっているのは納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録から、申立人はA社B支店において、申立期間に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B支店に係るオンライン記録から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員のうち、8人の雇用保険の記録を照会したところ、記録のある7人について、雇用保険の離職日の翌日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日となっていることが確認できる。

さらに、A社B支店の当時のC本部長は、申立期間当時、申立人から健康保険料と厚生年金保険料を一緒に控除していたとしている。

また、A社B支店では、退職する社員については、雇用保険の離職日が月末の場合には、翌月の1日を厚生年金保険の資格喪失日としていたとし、申立人についても同様の取扱いをし、昭和 63 年 10 月の厚生年金保険料を控除していたとしている。

なお、申立人は、A社B支店退職後、翌日の昭和 63 年 11 月 1 日からD社に勤務していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における取消し前の昭和63年10月の定時決定時のオンライン記録により、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る事業主による納付義務の履行については、事業主の所在を確認できないため照会できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和19年3月15日、資格喪失日に係る記録を20年9月15日とし、申立期間の標準報酬月額を19年3月から同年5月までは30円、同年6月から20年8月までは40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月15日から20年9月15日まで  
A社B工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C中学校を卒業する1か月前の昭和19年2月にD省E養成所（現在は、F大学）に入所し、同省の教授の紹介で同年3月15日にA社B工場に入社した。仕事は主にG作業等をしてしたが、入社後3、4か月して、学徒動員でH学園から来た女学生に機械操作等の指導をした。20年5月に空襲で工場が焼け、I県J村に工場疎開した。疎開先の工場はまだ完成していなかったもので、建設を手伝っているうちに終戦を迎えた。」としている。

F大学から提出があった当時の申立人に係る入所願によると、申立人は、昭和19年3月にC中学校卒業見込みと記載され、また、第二保証人欄に上記教授を確認することができる。

次に、申立人の記憶する上記女学生に照会したところ、「自分は学徒動員として昭和19年の夏ごろ、A社B工場に勤務し、最初の2か月ほど申立人から機械操作の指導を受けた。申立人は正社員だったと思う。」旨供述している。

また、A社B工場の従業員に照会したところ、申立人を記憶する者はいなかったが、複数の従業員は、I県J村に工場疎開したことを記憶しており、そのうち一人は、「疎

開先では機械が届かず、仕事をせずに終戦を迎えた。」旨供述している。

以上のことから、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

また、A社B工場の従業員は、「当時、同社では学徒動員の生徒を除けば正社員のみだったので、正社員の中で厚生年金保険の取扱いが異なる者はいなかったと思う。自分は、K作業に携わり、学徒動員の女学生に指導したこともある。」旨供述している。

さらに、申立人が記憶する同僚においては、健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、労働者年金保険（昭和19年10月以降は厚生年金保険）の被保険者資格記録があることが確認できる。

加えて、I県J村に工場疎開した複数の従業員は、いずれも厚生年金保険被保険者資格を昭和20年9月15日に喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における従業員の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和19年3月から同年5月までは30円、同年6月から20年8月までは40円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在が不明であるため確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年3月から20年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和21年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月は250円、同年4月から同年6月までは420円、同年7月から同年10月までは510円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から同年11月1日まで

A事業所の船舶に乗船した申立期間の加入記録が無い。同事業所では、申立期間中、船員保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間中、機関士としてB国所有船舶のC号に乗船していたことが確認できる。

また、申立人は「昭和20年12月23日に商船学校を卒業した後の21年2月にA事業所から自宅に電報があり、D地に出頭し、同年3月1日からC号に乗船した。」旨供述しているところ、申立人のほか同校の同期生多数が、「申立人と同様にA事業所からの電報により同事業所に出頭し、昭和21年3月ごろからB軍から貸与を受けた20隻前後の小型舟艇に乗船した。」旨供述しており、申立人のほか同校の同期生が多数同事業所に採用されたことが推認できる。

さらに、A事業所使用船一覧表から、C号は、B国からA事業所に貸与されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員手帳に記載されている給与額から、昭和21年3月は250円、同年4月から同年6月までは420円、同年7月から同年

10月までは510円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に解散していることから確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社における資格取得日に係る記録（共に昭和 63 年 1 月 21 日）を取り消し、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 63 年 1 月 20 日、B社における資格取得日に係る記録を同年 2 月 21 日に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 20 日から同年 2 月 21 日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いため、年金記録確認東京地方第三者委員会に対して申立てを行ったところ、記録の訂正が認められた。

その後、親族の指摘をきっかけに申立期間当時の状況についてよく考えたところ、申立期間は会社を辞めて帰省し、1か月ぐらい実家に居たことを思い出した。このため、委員会の当初の決定により、厚生年金保険の被保険者期間として記録の訂正が認められた申立期間について、訂正前の記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとして、既に当委員会におけるあっせん報告に基づき、平成 20 年 7 月 23 日付けで総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。これにより、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項の規定に基づき、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社における資格取得日に係る記録は、共に昭和 63 年 1 月 21 日に訂正され、かつ、申立期間の標準報酬月額が 15 万円とされている。

しかし、申立人は、当委員会あての「上申書」に基づき、「当初の申立ての際、『申立期間に関連会社間の異動はあったものの継続して勤務していた。』旨主張したが、その後、よく思い出してみると、当該主張は誤りであった。実際は、昭和 62 年 10 月以降、

職場の人間関係の悪化から会社を無断欠勤するようになり、63 年 1 月中旬には実家に帰省するに至った。しかし、実家の母の自分に対する説得や会社へのとりなしの結果、職場復帰することとなり、同年 2 月下旬ごろから、会社の配慮により、従前の職場ではなく、関連会社（レストラン）に勤務することとなった。」旨供述している。

また、申立人の母は、申立期間における申立人の状況等について、当委員会あての「上申書」に基づき、申立人と同様の供述を行っており、かつ、申立人及びその母の供述には具体性・一貫性がある上、調査の結果、これらの供述と矛盾する事実も見いだされなかった。

さらに、事業主は、当委員会あての「上申書」等において、「今回の再申立てを受けて、当社において再度調査したところ、申立期間当時の申立人に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除の有無について確認することはできなかったが、当時の状況を記憶していた従業員の供述内容が申立人及びその母の供述内容と一致していること等から判断すると、申立期間当時、当社では、申立人の資格の得喪に係る届出について、訂正前の社会保険事務所（当時）の記録どおりに行ったものと考えられる。」旨回答している。

加えて、申立期間及びその前後の期間について、申立人のグループ会社間における複数の異動に伴う資格得喪日に係る記録の処理状況を見ると、雇用保険の記録においては、いずれも当該得喪日のおおむね 2 週間以内に記録処理が行われていることが確認でき、また、オンライン記録においても、申立人に係る厚生年金保険の資格得喪日の記録処理について同様の傾向が確認できるところ、申立人が B 社において雇用保険の被保険者資格を昭和 63 年 1 月 21 日に取得した旨の記録のみについては、同年 2 月 27 日付けで 37 日さかのぼって処理が行われていることが確認できることから判断すると、当時、当該資格取得日に係る届出又は記録処理に誤りがあったものと考えられる。

なお、オンライン記録では、申立人が B 社において厚生年金保険の被保険者資格を昭和 63 年 2 月 21 日に取得した旨の処理が、同年 3 月 1 日付けで行われていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間当時、申立てに係るグループ会社に勤務していなかったものと認められる。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録（昭和23年12月8日）を23年11月30日、資格喪失日に係る記録（昭和24年10月1日）を25年4月10日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、23年11月は5,400円、24年10月から25年3月までの期間は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月30日から同年12月8日まで  
② 昭和24年10月1日から25年4月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく事業主の回答等から判断すると、申立人が申立期間①及び②にA社に継続して勤務し（昭和23年11月30日に同社D支店から同社C支店に異動、25年4月10日に同社同支店から同社E支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和23年12月の社会保険事務所（当時）の記録から5,400円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社同支店における24年9月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したものと思料するとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を、平成3年4月から同年9月までの期間は44万円、同年10月から4年4月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年9月までの期間は44万円、同年10月から4年4月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年10月1日）の後の6年3月3日付けで、3年4月から4年4月までの期間について11万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、平成5年2月16日に取締役を辞任していることが確認できることから、上記標準報酬月額の減額訂正処理が行われた当時は役員でなかったことが認められる。

さらに、上記謄本により代表取締役であったことが確認できる申立人の同僚は、「申立人は営業を担当しており、社会保険事務にはかかわっていなかった。」旨供述しており、当該謄本により取締役であったことが確認できる申立人の同僚及びA社の当時の従業員も同様の供述を行っている。

加えて、雇用保険の記録では、申立人のA社における離職日が平成4年4月30日であることが確認できることから、上記標準報酬月額の減額訂正処理が行われた6年3月

3日には、申立人は同社に勤務していないことが確認できる。

これらのことから、申立人は、上記標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年4月から同年9月までの期間は44万円、同年10月から4年4月までの期間は53万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年4月1日から4年9月30日までの期間に係る申立人の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を、3年4月から同年9月までの期間は22万円、同年10月から4年8月までの期間は24万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、平成3年4月1日から4年9月30日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、平成4年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間もA社に勤務しており、また、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年4月1日から4年9月30日までの期間については、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、3年4月から同年9月までの期間は22万円、同年10月から4年8月までの期間は24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年10月1日）の後の6年3月3日付けで、3年4月から4年8月までの期間

について 11 万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、上記遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年4月から同年9月までの期間は22万円、同年10月から4年8月までの期間は24万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成4年9月30日から同年10月1日までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与支給明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間もA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る平成4年9月の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月10日から53年2月20日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を49年11月10日、資格喪失日に係る記録を53年2月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、49年11月から50年9月までの期間は4万5,000円、同年10月から51年9月までの期間は5万6,000円、同年10月から52年9月までの期間は7万2,000円、同年10月から53年1月までの期間は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月ごろから同年5月27日まで  
② 昭和49年11月10日から53年2月20日まで

C社（現在は、D社）に勤務した申立期間①及びA社に勤務した申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②にこれらの事業所に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B社から提出のあった申立人の就業期間及び退職金に係る資料並びに事業主の回答から判断すると、申立人は、当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、B社では、「提出した当社保管資料から判断すると、申立人はA社において正社員であったと認められるところ、当時、同社では、正社員として採用したすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させており、申立人も同様の取扱いであったと思われる。」旨回答している。

さらに、申立人及びA社の当時の複数の従業員が供述している同社の当時の従業員数は、同社に係る事業所別被保険者名簿における申立期間②当時の厚生年金保険被保険者数とおおむね一致しており、当時、同社では、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加

入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同一職種の従業員の標準報酬月額の記録及び上記申立人の退職金に係る資料等から判断すると、昭和49年11月から50年9月までの期間は4万5,000円、同年10月から51年9月までの期間は5万6,000円、同年10月から52年9月までの期間は7万2,000円、同年10月から53年1月までの期間は8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）がこれらの届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人が記憶していた二人の同僚の供述及び申立人によるC社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

一方、D社では、「申立人の厚生年金保険等に係る資料を保存しておらず、また、当時の代表者や経理担当者は既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。」旨回答している。

また、申立人は、「当時のC社における自分の業務内容は、出納帳の記入、請求書の発行・送付等で、パートのような仕事であった。」旨供述しているところ、同社の当時の代表者の子（D社の元代表者）は、「当時、会社では、パートや臨時職員は社会保険に加入させておらず、また、申立人は正社員ではなかったと思う。」旨供述しており、D社も同様の回答を行っている。

さらに、上記二人の同僚、並びにC社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間①当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる3人の従業員のうち、連絡の取れた二人は、いずれも、当時の同社における厚生年金保険の取扱いや厚生年金保険料の給与からの控除について記憶しておらず、また、当時の給与明細書を保管していない旨供述しているため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、申立期間①について上記被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年11月25日から同年12月3日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年12月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月25日から同年12月3日まで  
② 昭和31年4月6日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間に本社・支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職員台帳」（B社が保管）の写し及び「在籍証明書」（同社が作成）から判断すると、申立人が当該期間にA社に継続して勤務し（昭和27年12月3日に同社C支店から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和27年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が1万6,000円と記録されているところ、申立人は、「当該期間以前の標準報酬月額の記録である1万8,000円から下がっている。当時、建設業は好況になり、給与は上昇しているので、なぜ1万6,000円なのか納得できない。」として、実際に支給された給与の月額に相当する標準報酬月額に記録を訂正してほしい旨申し立てている。

一方、B社では、申立期間②当時の申立人の厚生年金保険等に係る資料を保存していない旨回答しているため、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、上記被保険者名簿を確認したものの、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿における申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録（1万6,000円）は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳における記録とも一致している。

加えて、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管していないため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年9月1日に、資格喪失日に係る記録を36年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和34年9月は7,000円、同年10月から35年9月までは8,000円、同年10月から36年9月までは1万2,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月1日から36年10月16日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、デザイナーとして勤務し、撮影時期は不明だが、申立期間内の社員旅行と思われる、同僚等と写した複数の写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出し、「入社した翌月に、会社の同僚と旅行に行った。」と主張する写真の裏面には、「34.10.16」との記載がある。また、A社での社員旅行の写真、OB会名簿、上司及び同僚の証言並びに申立人の具体的な供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の当時の専務取締役は、「正社員は入社してすぐに厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているほか、当時の社会保険担当者も、「当時は試用期間も無く、全員が厚生年金保険に加入しており、保険料は給料から控除されていた。」と供述している。

さらに、申立人は、「自分と同じデザイナーとして勤務した従業員は、ほかに3人いた。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人が記憶している上記3人の従業員の氏名が記録されており、申立人と同様の職種であった従業員は、全員厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の同僚等の標準報酬月額の記録から、昭和34年9月は7,000円、同年10月から35年9月までは8,000円、同年10月から36年9月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人の記録が失われたとは考えられない上、事業主により申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主により当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年9月から36年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 51 年 8 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社に昭和 51 年 7 月 31 日まで勤務したが、同社における被保険者資格喪失日が同年 7 月 31 日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人がA社に昭和 51 年 7 月 31 日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された昭和 51 年 8 月の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、申立人から提出のあった家計簿により、A社では保険料を翌月に控除していたことが推認できることから、当該保険料は同年 7 月の保険料であると認められ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社における給与明細書の保険料控除額から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、当時の事業主も死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の取扱いについて確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和 51 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和51年3月18日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和50年9月から51年2月までの標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月1日から同年9月1日まで  
② 昭和50年9月30日から51年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち昭和50年9月30日から51年3月18日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（昭和50年9月30日）の後の昭和51年3月18日付けで、申立人を含む6名について、同社における被保険者資格の喪失日が50年9月30日へさかのぼって記録されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、同社は当該期間に法人事業所であることが確認でき、さらに同社に係る事業所別被保険者名簿により常時5人以上の従業員が在籍していたと認められることから、同社は当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を備えていたものと判断できる。したがって、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、昭和50年9月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社に係る資格喪失日は、社会

保険事務所が当該喪失処理を行った 51 年 3 月 18 日であると認められる。

なお、昭和 50 年 9 月から 51 年 2 月までの標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

次に、申立期間②のうち昭和 51 年 3 月 18 日から同年 9 月 1 日までの期間について、雇用保険の加入記録により申立人は当該期間に A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人と同様に、厚生年金保険の資格喪失日が昭和 50 年 9 月 30 日と記録された従業員に対して、厚生年金保険料の控除について照会したものの、回答が得られず、当該期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

2 申立期間①について、雇用保険の記録並びに上司及び複数の同僚の供述により、申立人が当該期間に A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間①当時に A 社に勤務していた従業員の一人は、「自分の場合は 3 か月間の見習期間があり、その後から厚生年金保険に加入した。」旨供述している上、別の従業員は「厚生年金保険に加入させる判断は社長であったと思う。」旨供述していることから、申立人についても、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A 社の当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち昭和 51 年 3 月 18 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 51 年 3 月 18 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和22年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月21日から同年5月6日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書及び被保険者記録の資料から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和22年4月21日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和22年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和47年6月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行しているか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月23日から同年6月5日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い。申立期間を含め継続して勤務しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB企業年金基金が管理する厚生年金基金の加入員記録等から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和47年6月5日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和47年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和20年7月1日から同年8月28日までの期間について、申立人のA社本店における資格喪失日は、同年8月28日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、180円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、昭和20年9月1日から21年1月25日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を20年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を190円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日及び同社B事業所における資格取得日を昭和24年11月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年7月1日から21年1月25日まで  
② 昭和24年10月25日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。大学卒業後一貫して同社に継続して勤務していた。同社からの回答書を添付書類として提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和20年7月1日から同年8月28日までの期間について、C県D

局から提出された陸軍戦時名簿によると、申立人については、「昭和20年7月22日臨時召集により応召、同年8月28日召集解除」と記載されていることが確認できる。

また、A社から提出された従業員名簿によると、申立人について、「昭和20年7月20日休職（兵事）、同年9月1日復職」との記載があり、現在の同社の人事部担当者は、「昭和20年7月22日（召集日）が日曜日であったため休職日を同年7月20日としたと考えられ、申立人が同年7月22日に召集ということを認識していながら同年7月1日付けの喪失届を提出したと思われる。申立人の資格喪失については、当社の従業員名簿に基づいた届出が行われるべきであった。」と回答していることから、申立人は召集解除時まで被保険者の資格を有していたものと認められる。

さらに、当時の厚生年金保険法第59条の2において、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立期間①のうち、昭和20年7月1日から同年8月28日までの期間に係る申立人の資格喪失日は、上記陸軍戦時名簿の召集解除日である昭和20年8月28日とすることが妥当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、A社本店における昭和20年6月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、180円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和20年9月1日から21年1月25日までの期間について、上記従業員名簿によると、申立人は昭和20年9月1日に復職と記載されていることから、同年9月からA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「正社員で給料を払っているのなら当然保険料控除はしていたと思う。申立人の資格取得について、当社の従業員名簿に基づいた届出が行われるべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和21年1月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、190円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは

認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び上記従業員名簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和24年11月7日に同社本店から同社B事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和24年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び同社B事業所における同年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日及び資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間①のうち、昭和20年8月28日の召集解除から同年9月1日までの期間については、当時の厚生年金保険法第59条の2により、「召集解除された月の前月までの期間は保険料を免除する。」と規定されていることから、同年8月については保険料の免除期間とはなり得ない。

また、A社は、「申立人は昭和20年9月1日に復職していることから、当該期間の勤務状況については不明。」と回答しているほか、昭和21年から申立人の部下であったとする従業員も、「申立人に係る当該期間の勤務状況は不明。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年7月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月5日から同年8月1日まで  
② 昭和42年2月19日から同年3月1日まで

A社B支店で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和32年4月1日に入社して以来、42年2月28日に退職するまで継続して勤務していたはずなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人に係る人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年7月5日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人はA社B支店に昭和42年2月28日まで勤務していたと申

し立てている。

しかし、A社の後継会社であるC社から提出された申立人に係る従業員名簿には、申立人の退職日は「昭和42年2月18日」と記載されていることが確認できる。

また、A社B支店に係る事業所別被保険者名簿において確認できる従業員に照会したが、申立人の退職日を記憶している者はおらず、申立人が同時期に退職したと記憶している同僚7名のうち4名は、昭和42年2月18日又は同年2月19日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。また、そのうち2名は、「同社における早期退職制度により退職した。」と供述している。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録では、離職日が昭和42年2月18日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月20日から32年11月25日まで  
② 昭和32年8月20日から37年8月21日まで

年金問題が騒がれるようになって年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の受給記録があることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年7か月後の昭和41年3月29日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和38年1月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金の支給時に国民年金に加入し、保険料を納付していることを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和21年4月1日から同年6月21日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は、21年6月21日であると認められることから、当該期間における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和21年4月及び同年5月の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和21年6月21日から同年8月26日までの期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における上記訂正後の資格喪失日（昭和21年6月21日）を同年8月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を120円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和21年8月26日から23年7月1日までの期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を21年8月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年8月から22年3月までは120円、同年4月から23年6月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和28年7月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から23年7月1日まで  
② 昭和28年6月30日から同年7月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に事業所間の異動はあったが、継続して勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、昭和21年4月1日から同年6月21日までの期間について、B社から提出された履歴簿により、申立人は当該期間においてA社に在籍していたことが確認できる。

また、D県から提出された兵籍簿により、申立人が昭和15年12月1日に陸軍に召集され、21年6月21日に復員し、召集解除されたことが確認できる。

一方、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。そのため、申立人が軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定により、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C支店における資格喪失日は、上記兵籍簿から、申立人が復員した日である昭和21年6月21日とすることが妥当である。

なお、昭和21年4月及び同年5月の標準報酬月額については、上述の履歴簿に記載されている基本給の金額から、90円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち、昭和21年6月21日から同年8月26日までの期間について、B社から提出された履歴簿により、申立人は、A社C支店に在籍し、復員後も引き続き同社同支店において勤務していたことが確認できることから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上述の履歴簿に記載されている基本給の金額から、120円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①のうち、昭和21年8月26日から23年7月1日までの期間について、B社から提出された履歴簿により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和21年8月26日に同社C支店から同社C支店E出張所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社C支店E出張所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立人に係る昭和23年7月1日から28年6月30日までの期間の同社同出張所における被保険者記録は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている。

また、申立人を記憶している従業員は、「自分は、昭和20年10月から23年10月までは、A社C支店で厚生年金保険の被保険者となっているが、実際は、21年7月からは同社F出張所（厚生年金保険の適用は、昭和23年11月1日）で勤務していた。」と供述していることから、当時、A社では、適用事業所となっていない地方出張所に勤務する従業員について、本社又はそれぞれの地方出張所を管理する上部機関で被保険者資格を取得させる取扱いがあったと考えられる。

以上のことから総合的に判断すると、申立人がA社C支店E出張所に勤務した期間について、同社において厚生年金保険の被保険者資格を有するものと考えられることから、申立人の同社における資格取得日を昭和21年8月26日とすることが相当である。

なお、昭和21年8月から23年6月までの期間の標準報酬月額については、上述の履歴簿に記載されている基本給の金額から、21年8月から22年3月までの期間は120円、同年4月から23年6月までの期間は600円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

4 申立期間②について、雇用保険の加入記録及びB社から提出された履歴簿から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店E出張所から同社F出張所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の異動日について、B社は、「履歴簿には、昭和28年7月6日にA社F出張所着任と記録されているが、当時はおおむね発令日をもって厚生年金保険の資格取得日又は資格喪失日とするのではなく、実際の離着任日をもって事業所間の被保険者資格の取得又は喪失の手続を行っていた。」と回答していることから、申立人の当該期間に係るA社における資格喪失日は昭和28年7月10日とすることが相当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和28年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 61 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間の標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 15 日から平成元年 3 月 31 日まで

A 社における厚生年金保険の標準報酬月額について、歩合給が含まれておらず、実際の給与の報酬月額より低くなっている。43 か月分の明細書（賞与及び手当に係るものを除く。）を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人は、「A 社で勤務していた申立期間は、毎月 41 万円程度の給与を受け取っており、オンラインに記録されている標準報酬月額には、歩合給に相当する部分が含まれておらず、実際の報酬月額より低い額が記録されている。」と主張している。

しかし、申立期間当時の A 社の給与担当者は、「会社の負担にもなることから、給与の支払は固定給のみで、歩合給を含んでいなかったと思う。」と回答している。

そこで、申立人から提出された 43 か月分の明細書上の厚生年金保険料額を検証したところ、保険料控除の無い明細書を除いて、標準報酬月額 22 万円又は 26 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同明細書には、歩合給の記載は無く、申立人が主張する歩合給を含んだ報酬月額に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 59 年 6 月から 61 年 9 月までの期間及び 63 年 7 月から平成元年 2 月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が 26 万円と記録されており、上述の明細書上の保険料控除額が標準報酬月額 22 万円又は 26 万円のいずれかに見合う額であることから、特例法による記録訂正の対象とはならない。

一方、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から 63 年 6 月までの期間は、オンライン記録において標準報酬月額が 22 万円と記録されている期間であり、仮に、標準報酬月額 26 万円に見合う厚生年金保険料が控除されている明細書が、当該期間に該当する場合には、特例法による記録訂正の対象となる可能性があることから、その点を検証することとなる。

- 3 まず、申立人から提出された上述の明細書には、発行月の記載があるもの及び発行月の記載が無いものが混在するが、発行月が 10 月と記載された 2 枚の明細書及び 62 年と記載があり発行月が 11 月と記載された 2 枚の明細書の一方は、いずれも標準報酬月額 26 万円に相当する厚生年金保険料が、当時の厚生年金保険料率に基づき控除されていることが確認できる。また、昭和 61 年 10 月は標準報酬月額が 26 万円から 22 万円に改定になった初月であることから、従前の標準報酬月額に基づき誤って厚生年金保険料を控除されたことが考えられ、上記 10 月の明細書の一方及び 11 月の明細書の一方が、同年 10 月及び同年 11 月のものであると考えることが妥当である。

また、オンライン記録では、申立人に係る昭和 61 年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額は 22 万円と記録されているところ、申立人から提出された明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額及び控除額に見合う標準報酬月額はいずれも 26 万円であることが確認できる。

これらのことから、昭和 61 年 10 月及び同年 11 月に係る標準報酬月額については、明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「自身は、社会保険の業務に従事しておらず不明である。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 一方、明細書を検証した結果、昭和 61 年 12 月の明細書上の保険料控除額から算出した標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが認められる。また、62 年 1 月以降、63 年 6 月まで健康保険料率、厚生年金保険料率及び標準報酬月額に変動が無いことから、62 年 1 月以降について、標準報酬月額 26 万円に見合う保険料が、誤って控除されていたとは考え難い。また、標準報酬月額 26 万円に見合う保険料が控除されている明細書の大半には発行月の記載が無く、同年 1 月から 63 年 6 月までの期間に該当する明細書であるかどうか特定することができない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 61 年 12 月から 63 年 6 月までの期間について標準報酬月額 26 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成4年10月から5年9月までは41万円、同年10月から同年12月までは53万円、6年1月から同年5月までは50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年6月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年6月30日より後の同年7月27日付けで、4年10月から5年9月までは41万円、同年10月から同年12月までは53万円、6年1月から同年5月までは50万円と記録されていたものが、それぞれ38万円に、さかのぼって減額訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に、29人の被保険者についても標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、当該訂正処理が行われる前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年10月から5年9月までは41万円、同年10月から同年12月までは53万円、6年1月から同年5月までは50万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が45年1月1日とされ、当該期間のうち44年9月25日から45年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社同事業所に係る資格喪失日を45年1月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人のA社C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年9月1日、資格喪失日が52年8月25日とされ、当該期間のうち47年9月1日から48年7月15日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の同社同事業所に係る資格取得日を47年9月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月25日から45年1月1日まで  
② 昭和47年9月1日から48年7月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。B社は既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C事業所から同社D事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が、申立人の被保険者資格喪失日を誤ったとして、既に申立人に係る被保険者資格の訂正の届出を年金事務所に対し提出していることから、同届出書に記載された資格喪失年月日に基づき、昭和45年1月1日とすることが相当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和44年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、申立期間①に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、B社から提出された経歴書及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社D事業所から同社C事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が、申立人の被保険者資格取得日を誤ったとして、既に申立人に係る被保険者資格の訂正の届出を年金事務所に対し提出していることから、同届出書に記載された資格取得年月日に基づき、昭和47年9月1日とすることが相当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和48年7月の事業所別被保険者名簿の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間②に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 5 月 31 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、営業担当取締役であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 5 月 31 日の後の同年 6 月 16 日付けで、6 年 4 月から 7 年 4 月までについて、30 万円が 9 万 2,000 円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、A 社の商業登記簿謄本から、昭和 59 年 7 月 20 日に取締役重任し、当該訂正処理が行われた平成 7 年 6 月 16 日の時点において引き続き取締役であることが確認できるが、同社の複数の元同僚（取締役）は、「申立人は、営業担当取締役であり、厚生年金保険関係事務には全く関与していなかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 6 年 4 月から 7 年 4 月までは 30 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和21年5月1日から24年1月15日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を21年5月1日、資格喪失日に係る記録を24年1月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、21年5月から22年5月までは420円、同年6月から23年7月までは600円、23年8月から同年12月までは3,900円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月1日から24年4月30日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。加入期間の明確な記憶は無いが、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び同社から提出された資料の写しにより、申立人が、申立期間のうち昭和21年5月1日から24年1月14日までの期間、同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社は、申立人の厚生年金保険に係る届出、保険料の控除等及び当時の同社における厚生年金保険の取扱状況については、確認できる資料が無く不明である旨回答している。

しかしながら、A社からの回答及び同社から提出された資料の写しにより、当時、申立人と同じ職場の同僚は、昭和22年5月24日から23年12月23日までの期間、同社に継続して勤務していたこと及び22年5月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年12月24日に被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、上記取得日及び喪失日は、同社に係る事業所別被保険者名簿の記録と一致している。

また、上記被保険者名簿から、申立人が入社したころに厚生年金保険の被保険者資格の取得記録がある複数の従業員に照会したところ、回答のあった 10 人のうちほぼすべての者が、自身及び他の従業員は入社と同時（又はほぼ同時）に厚生年金保険に加入したと思う旨供述しているとともに、臨時工員として採用されたとして当時の「発令書」の写しを提出した従業員は、当該「発令書」の発令日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、上記被保険者名簿により確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 21 年 5 月 1 日から 24 年 1 月 15 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同時期に入社したほぼ同年齢の従業員の記録から、昭和 21 年 5 月から 22 年 5 月までは 420 円、同年 6 月から 23 年 7 月までは 600 円、同年 8 月から同年 12 月までは 3,900 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 21 年 5 月から 23 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち昭和 20 年 8 月 1 日から 21 年 5 月 1 日までの期間及び 24 年 1 月 15 日から同年 4 月 30 日までの期間については、A 社の保管する資料に申立人の記録が無く、勤務実態も確認することができない。また、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年10月まで

私の母は、私の大学卒業後の昭和54年4月に、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和59年7月ごろに払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は現在所持する年金手帳のほかに別の手帳を所持したことも無くしたこともないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月及び 63 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月  
② 昭和 63 年 7 月

私は、20 歳時に国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は 20 歳時に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 3 年 2 月ごろに払い出されており、当該払出時点では申立期間は、いずれも時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間②については、3 年 3 月に資格得喪記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に記録整備されたものであり、申立期間当時、当該期間は未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 8737

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 58 年 9 月まで  
私の父は、私が 20 歳のころに国民年金の加入手続をし、短大に入学するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。また、短大に入学後は、母が私の保険料を母の分と一緒に納付してくれていた。申立期間について短大在学時が国民年金に未加入で、その他の期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付したとする両親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和60年10月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間 3 か月分を除き、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は58年10月以降の保険料を過年度納付したものと考えられること、申立期間のうち52年4月から54年3月までの期間については、学生の任意加入適用期間の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができないことなど、申立人の両親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年11月まで

私は、昭和45年10月ころ、次女が通っていた幼稚園の友達の母親に勧められて国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の場所及び納付金額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和45年10月ごろに当時居住していた市で国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、その後の2回目の転居先の市で51年12月13日に国民年金の任意加入手続をしたことにより払い出されており、申立人が現在所持する年金手帳及び当該転居先の市の国民年金被保険者名簿には、同日資格を取得したことが記載されていること、特殊台帳には、同日の資格取得日の記載のほか、51年11月以前の期間については、「納付不要」の記載があること、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付できないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から7年3月まで

私の母は、会社退職後の平成3年1月に国民年金の加入手続をし、口座振替で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、申立期間の保険料を申立人名義の口座がある金融機関から口座振替により納付していたが、当該金融機関が破綻するとの情報を知り、別の金融機関の口座を開設し、引き続き口座振替で保険料を納付したと説明している。しかし、別の金融機関に開設したとする申立人の口座は、上記の金融機関が破綻により閉店してから約2年半経過した平成10年10月に開設されており、母親の保険料の納付状況の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間当初から約4年経過した平成7年3月ごろに払い出されており、申立期間の約2年は時効により納付できない期間であり、申立人の母親は、さかのぼって保険料を納付したことはないと説明しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親は、現在所持している年金手帳のほかに別の年金手帳を受領、所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 50 年 3 月まで

私の父は、私が学生で 20 歳になった昭和 44 年\*月に私の国民年金の加入手続きを行い、私が婚姻する前の 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする父からは当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 51 年 2 月に払い出されており、年金手帳の氏名欄には婚姻後の氏名が、住所欄には申立期間後に居住していた住所がそれぞれ記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「20 歳の時大学生であったが、父が実家で加入手続きしてくれた。」と述べているものの、戸籍の附票によると、申立人が 20 歳であった当時は父と別居しており、実家のある市では申立人の国民年金の加入手続きをすることができないことから、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 59 年 1 月までの期間、59 年 7 月から 62 年 3 月までの期間及び 62 年 6 月から平成 5 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から 59 年 1 月まで  
② 昭和 59 年 7 月から 62 年 3 月まで  
③ 昭和 62 年 6 月から平成 5 年 9 月まで

私は、厚生年金保険の未加入の会社に就職した昭和 47 年 8 月に国民年金に加入し、私が入院している時は私の母が、退院している時は私が、会社の庶務課窓口等で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納、申請免除期間及び法定免除期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等の記憶が曖昧である。また、申立人が入院中に申立人の保険料を納付していたとする母は死亡しているため、申立人の当時の納付状況等について確認することができない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間①及び②のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間、59 年 1 月及び同年 7 月から 61 年 3 月までの期間は申請免除期間とされ、また、申立期間②及び③のうち、61 年 7 月から 62 年 2 月までの期間、62 年 6 月から同年 9 月までの期間及び 63 年 1 月から平成 5 年 9 月までの期間は法定免除期間とされていることが確認でき、申立人も「自分の入院中に母が何らかの手続をしたかもしれない。」と述べていることから、これらの記録内容に不自然な点はみられない。このほか、申立人及び申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 8743

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から4年3月まで

私が20歳の平成3年\*月に、市役所から国民年金のお知らせが届き、私の母が、私の国民年金の加入手続を行った。母は、初回の国民年金保険料を市役所の窓口で納付し、それ以後は、兄の保険料と一緒に父の銀行口座から口座引落としにした。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を申立人の父の口座から引落としにしていたとする銀行で口座振替契約書は確認できず、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の平成4年4月から9年7月までの期間の厚生年金保険の加入記録が10年5月に追加されたことにより、国民年金の資格得喪記録が追加されており、その時点において申立期間は未加入期間であったことが確認できる。

さらに、申立人及びその母は、申立人の国民年金手帳の記憶が曖昧である上、申立期間当時に住民票があった市の国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録のそれぞれの記録において、国民年金手帳記号番号が払い出された記録も無く、申立人に対して年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 8744

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から 54 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳の昭和 51 年\*月に私の国民年金の加入手続きを行い、私が昭和 54 年 4 月に就職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする父は死亡しているため、当時の加入手続き及び保険料の納付状況等について確認することができないなど、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立期間は未加入期間と記録されており、申立人が当時居住していた町の国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人にも申立期間当時に国民年金手帳を所持した記憶は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 52 年 2 月まで

私は、昭和 50 年 2 月に婚姻した時、義父に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。加入手続及び保険料の納付は当時の妻が行ったと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間は未加入期間と記録されており、申立人が当時居住していた市の国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人にも申立期間当時に国民年金手帳を所持した記憶は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の元妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする元妻は、文書照会したものの本調査の協力を得ることができないため、当時の納付状況等を確認することができない。

さらに、元妻は申立期間を含めて申立人との婚姻期間は国民年金に未加入であり、元妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 60 年 7 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 60 年 7 月まで

私は、昭和 58 年 5 月に会社を退職後、法律事務所で勤務を開始した 58 年 6 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「法律事務所で勤務を開始した昭和 58 年 6 月に国民年金に加入した。」と述べているが、申立人の所持する国民年金手帳によれば、申立人は、申立期間直後の昭和 60 年 8 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は未加入期間であったことから、国民年金保険料をさかのぼって納付することができない。加えて、申立人は「申立期間に加入手続をした際に受け取った手帳を紛失した。」と述べているが、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付時期、納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である。このほか、申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 8747

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月

私の母は、平成5年3月ごろ、実家において、私の納付義務の発生したすべての国民年金保険料を市職員に現金で一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、「申立人の平成3年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料を友人である市職員に申立人の実家で一括して納付した。」と述べているが、オンライン記録よれば、当該期間の保険料の収納日は、平成3年7月から9月までの期間の保険料が平成5年3月26日に、3年5月、6月及び3年10月から4年3月までの期間の保険料が5年6月7日に、4年4月から5年3月までの期間の保険料が6年1月6日にそれぞれ記録されており、少なくとも三回にわたって保険料が納付されていることが確認できる。

また、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は申立人の保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 8751（事案 6767 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 10 月に市役所で国民年金に加入し、その後、54 年 4 月ごろに市役所からそれまでの未納分の国民年金保険料を納付するようにと通知を受けた。市役所に相談に行ったところ、職員からさかのぼって保険料を納付しなければならないと言われたので、市役所に現金を持参し、未納分の保険料を一括で納付した。その後は、主に郵便局で保険料を納付しており、61 年に会社に就職したときも厚生年金保険に加入できなかったの、引き続き保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料をさかのぼって納付したとする昭和 54 年 4 月ごろには、第 3 回特例納付が実施されているものの、保険料をさかのぼって納付したとする市役所は、特例納付保険料の収納を取り扱っておらず、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 60 年 11 月ごろの時点では、特例納付が実施されていない上、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てでは、申立人は、記録訂正不要とされた理由の一つである、市役所では特例納付保険料の収納を取り扱っていなかったという点について、年金事務所職員から、市区町村によっては社会保険事務所（当時）の職員が

出張してきて特例納付保険料の収納を行っていたらしいと聞いたため、当時のことを再調査してほしいとしている。

しかしながら、申立人が申立期間当時に居住していた市を管轄する年金事務所では、申立人がさかのぼって保険料を一括納付したとする昭和 54 年 4 月ごろに、当該市役所において特例納付保険料の出張徴収を行ったことがあると説明しているものの、申立人の手帳記号番号の払出しは、当該納付時期よりも後の 60 年 11 月ごろと確認できる。また、申立人は、53 年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行ったとするが、その際に発行された年金手帳に関する記憶が曖昧であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないため、申立人は、60 年 11 月ごろまで国民年金には加入しておらず、保険料を納付することはできなかったものと推察され、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 55 年 3 月まで

私の母は、申立期間中に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人の兄及び弟は、共済組合に加入するまで国民年金に未加入であり、婚姻するまで同居していた申立人の姉も、婚姻前は国民年金加入期間が未納であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに年金手帳を見た記憶は無いと説明している上、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 8753

### 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月から同年12月まで

私は、会社退職後、国民年金保険料の納付書が2回送付されてきたので、2回目に受取った納付書で保険料を一括して納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付額、納付時期及び納付場所等に関する記憶が曖昧である上、申立期間は、未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、申立人が平成15年10月1日に厚生年金保険の資格を喪失した後、社会保険事務所（当時）から申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われたものの、申立期間後の17年8月まで加入手続が行われていなかったことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月

私の預金通帳によると、平成6年5月から同年7月までの各月に国民年金保険料が引き落とされているので、私は同年5月から7月までの各月の保険料を納付していたはずである。同年5月から法定免除となったため、同年5月及び6月の保険料は還付されているのに、申立期間の保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した預金通帳の入出金記録によると、平成6年5月から同年7月までの各月において国民年金保険料が引き落とされていることが確認できる。

しかしながら、申立人が居住する区は、当時、口座振替制度では当月の保険料を原則として翌月15日に引き落としていたと説明していることから、申立期間の平成6年7月15日に引き落とされている保険料は、前月の同年6月分と考えられ、当該保険料については、既に還付済みである。また、当該預金通帳の同年8月以降の入出金記録を確認しても、保険料の引き落としが記載されていないことから、申立期間の保険料は翌月以降には引き落とされていなかったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から5年5月まで

私の母は、私が25歳の平成5年ごろに私の国民年金の加入手続を市民センターで行い、その際に未納となっていた2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、母親が国民年金の加入手続をし、加入時にさかのぼって2年分の保険料を納付したのは申立人が25歳の平成5年ごろだと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年に払い出されており、納付済みとなっている申立期間直後の2年間の保険料は過年度納付及び現年度納付されたものと推察でき、申立人の母親は、保険料をさかのぼって納付したのは加入時に1回のみであると説明していることから、申立人の母親が保険料をさかのぼって納付したのは申立期間直後の期間であると考えられるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、上記払出しによる年金手帳以外の手帳を所持したことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 8757

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年12月まで  
私の父は、昭和43年ごろに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和43年ごろに父親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和51年7月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができず、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人は父親から保険料をさかのぼって納付したことを聞いたことがないと説明しているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から56年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から56年4月まで

私の祖母は、私が20歳になったときに、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の祖母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする祖母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人及びその母親は、申立人が20歳に到達した当初に祖母が国民年金の加入手続きをしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和60年4月から5月ごろに払い出されており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、母親は、申立人の弟についても、弟が20歳に到達した当初に祖母が加入手続き及び保険料の納付を行ってくれていたと説明しているが、弟は20歳当初は国民年金に未加入であるなど、申立人の祖母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月まで

私の父は、昭和 48 年 9 月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、両親が自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 55 年 5 月に払い出されており、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人は両親から保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶は無いと説明しているなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月及び 63 年 2 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 9 月  
② 昭和 63 年 2 月から同年 5 月まで

私の母は、私の転職の合間の期間の国民年金保険料が未納となっていたため、区役所の窓口に行き保険料をまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が自身の加入手続及び保険料の納付を行ってくれたとする母親は、申立期間の保険料を納付した時期に関する記憶が曖昧であり、加入手続及び保険料納付額、納付月数、納付方法に関する記憶も定かでない。

また、申立人は、国民年金の加入手続は申立期間①直前の会社退職時に母親が行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 6 年 10 月ごろに払い出されており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 56 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 56 年 5 月まで

私は、子供が生まれるので将来のことを考え、昭和 55 年 5 月ごろに市役所で国民年金の加入手続をした。その際に、それまでの未納の国民年金保険料を納付することができるか職員に尋ねると、さかのぼって納付することができると言われたので、区役所内にあった金融機関の出張所で一括して納付した。加入後も現年度分の保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の際、職員から加入前の未納保険料をさかのぼって納付できると言われて納付したと説明しているが、加入後にさかのぼって納付した保険料の納付額及び現年度分の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 55 年 5 月ごろに市役所で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 57 年 2 月に払い出されており、申立人は当該手帳記号番号の手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄には、国民年金の資格取得日が昭和 56 年 10 月 30 日と記載されており、申立期間は未加入期間であることから申立期間の納付書は発行されなかったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月、51 年 1 月から 52 年 12 月までの期間、53 年 6 月、同年 7 月、54 年 2 月及び 55 年 2 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月  
② 昭和 51 年 1 月から 52 年 12 月まで  
③ 昭和 53 年 6 月及び同年 7 月  
④ 昭和 54 年 2 月  
⑤ 昭和 55 年 2 月から同年 7 月まで

私は、昭和 48 年 4 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、その後も会社を退職するごとに国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付書、納付場所、納付頻度、納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 48 年 4 月に会社を退職後に国民年金の加入手続を行い、会社を退職するごとに国民年金の再加入手続を行って申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 57 年 11 月ごろに払い出されているほか、当該手帳記号番号の手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、20 歳のときに国民年金に加入した後は国民年金保険料をすべて納付しており、昭和 56 年 5 月の結婚時には任意加入し、その後出産した後も納付を続けていた。国民年金の任意加入をやめた記憶は無い。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当初の昭和58年8月12日に国民年金の資格を喪失したことはないと説明しているが、申立人が所持する国民年金手帳には、同日に任意加入資格を喪失し、61年4月1日に第3号被保険者資格を取得した記載があり、申立期間当時居住していた市が作成、所持していた国民年金被保険者名簿でも同日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。任意加入被保険者の資格喪失は被保険者からの申出により処理されるものであり、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は納付したとする保険料の納付金額、納付頻度に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から 60 年 2 月まで

私たち夫婦は、昭和 61 年 5 月ごろ区役所窓口で、年金の抜けているところを指摘され、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 61 年 5 月ごろに区役所窓口で年金の抜けていることを指摘され保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成元年 12 月ごろに妻と連番で払い出されており、申立人は、元年 4 月から 2 年 3 月までの保険料を現年度納付し、昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月までの保険料を過年度納付していることが推認できること、手帳記号番号の払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳は所持したことが無いと説明しているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 4 月まで

私たち夫婦は、昭和 61 年 5 月ごろ区役所窓口で年金の抜けているところを指摘され、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 61 年 5 月ごろに区役所窓口で年金の抜けていることを指摘され保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年 12 月ごろに夫と連番で払い出されており、当該払出時点で元年 4 月から 2 年 3 月までの保険料を現年度納付し、2 年 4 月に昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であるため、申立人は、申立期間のうち昭和 61 年 3 月までは国民年金の任意加入適用期間となるが、申立人の所持する年金手帳の国民年金記録欄に、初めて被保険者となった日が 63 年 6 月 21 日と記載されており、申立期間は未加入期間とされているため、さかのぼって保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していたと説明していたが、その記憶は曖昧であり、当該手帳を返却したか、処分してしまったか覚えていないと説明しているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 10 月、15 年 5 月から同年 8 月までの期間及び同年 11 月から 16 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 10 月  
② 平成 15 年 5 月から同年 8 月まで  
③ 平成 15 年 11 月から 16 年 1 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、残高不足で預金口座から引落しができなかったため、自宅に届いた納付書を使用して、社会保険事務所（当時）で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の保険料について、残高不足で口座引落ができなかったため、自宅に届いた未納月分の納付書を使用し社会保険事務所で納付していたと説明しているが、申立人が未納月分の納付書で納付したとする社会保険事務所において、申立期間①の平成 14 年 10 月から申立期間③終期の 16 年 1 月までの 1 年 4 か月間に 8 回も収納事務処理を誤ったとは考えにくいことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月及び平成5年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月  
② 平成5年2月から同年4月まで

私は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を妻の分と一緒にいき、二人分の保険料を納付したはずである。妻の分の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は申立期間の国民年金の再加入手続の時期、納付した保険料額等の記憶は曖昧である。

また、申立期間は、平成15年6月16日の記録追加により未納とされた期間で、それまでは未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 8770

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 5 月に区役所で転居の手続を行った際に、職員に国民年金の説明を受け、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第 3 回特例納付実施期間の昭和 55 年 6 月に払い出されており、特殊台帳及びオンライン記録により、申立人は、当該払出時点で申立期間前の 16 か月分の保険料の特例納付及び申立期間直後の 24 か月分の保険料の過年度納付を行っていることが確認できる。

当該特例納付等については、申立人は、手帳記号番号払出時点で 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても、受給資格期間（300 か月）を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数の保険料の特例納付等を行ったものと考えられ、また、申立人が一括納付したとする金額は申立期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月及び同年4月

私は、就職した会社で社会保険関係の担当をしており、国民年金に加入していた期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の国民年金の再加入手続、保険料の納付方法及び納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録により、申立人は平成15年8月26日に作成された未適用者一覧表に搭載されており、その時点で未加入であり、その後も加入手続がなされていないことが確認でき、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から平成元年 3 月まで  
私の父は、私が 20 歳になった時から平成元年 4 月に就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の父親は、保険料の納付方法及び納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親は、申立人が就職したときに国民年金手帳を渡したと説明しているが、申立人は、現在所持している厚生年金保険の手帳以外に別の手帳を受領、所持した記憶は無いなど、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から5年12月までの期間、7年4月から同年6月までの期間及び17年9月から18年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月から5年12月まで  
② 平成7年4月から同年6月まで  
③ 平成17年9月から18年4月まで

私は転居する都度、国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の再加入手続又は住所変更の手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間①及び②が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立期間①及び②については、申立人は当該期間を含め住所変更の都度、市区の窓口で年金手帳を提出したと説明しているが、申立人の所持する年金手帳には昭和63年11月の被保険者資格の喪失の記録及び当時の住所の記載はあるものの、平成16年8月の資格取得が記載されるまでの資格取得及び資格喪失、並びに住所変更に係る記載が無い上、当該期間は国民年金の未加入期間であるため、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間③については、オンライン記録により、当該期間直前の平成16年8月から17年8月までの保険料は、17年3月及び同年9月に納付されていることが確認できるが、オンライン記録の納付督促事蹟によると、

社会保険事務所（当時）が 19 年 11 月及び 20 年 2 月に電話による納付督促を行ったものの、「態度保留」となっており、当該期間の保険料が納付されたことは確認できず、その後、保険料が納付された形跡も見られないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 8774

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から53年12月まで

私の夫は、婚姻後の昭和48年1月に、同業者組合を通じて私の国民年金の加入手続を行ってくれ、夫の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。申立期間当時に現在の年金手帳とは別の薄緑色の年金手帳を所持していたことを憶えている。夫と夫が保険料と一緒に納付していた同業者の友人の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする夫は、同業者組合の担当者に任せていたため、加入手続及び保険料納付の詳細については憶えていないと説明している。

また、国民年金事務組合の事業団の「国民年金被保険者台帳兼領収書発行簿」により、夫は、昭和47年3月に納付委託手続を行い、国民年金手帳の記号番号が払い出され、同年6月27日に同年7月分から保険料の徴収が開始されたことが確認できるものの、申立人及び同業者の友人については、当該事業団に納付委託したことが確認できない上、同業者組合では国民年金保険料を取り扱っていないと説明するなど、夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号は、申立期間直後の昭和54年1月に払い出されていることが確認できる上、申立人は、現在所持している年金手帳の前に別の年金手帳を所持していたと説明するものの、申立期間当時、申立人に

対して、手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 8775

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年12月まで

私は、20歳になった昭和49年\*月に区役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、学生の期間も親からの仕送りで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20歳になった昭和49年\*月ころに国民年金の加入手続きを行い、表紙が赤っぽい色の年金手帳を受け取ったと説明しているが、当時、赤っぽい色の表紙の年金手帳は使用されていない上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和53年3月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が当時居住していた区及び市並びに所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月及び同年 2 月、52 年 7 月から同年 10 月までの期間、55 年 2 月から同年 8 月までの期間並びに 58 年 1 月から 60 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月及び同年 2 月  
② 昭和 52 年 7 月から同年 10 月まで  
③ 昭和 55 年 2 月から同年 8 月まで  
④ 昭和 58 年 1 月  
⑤ 昭和 58 年 2 月から 60 年 12 月まで

私は、昭和 62 年 12 月以降に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きをするために当時居住していた区の出張所に出向いた際、国民年金の担当窓口で、婚姻前に国民年金保険料の未納期間があることを指摘され、未納分をすべて一括で納付した。申立期間③及び④が国民年金に未加入で、申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 62 年 12 月以降に加入手続きをした際にすべての申立期間の保険料をさかのぼって納付したと説明しているものの、当該納付時期は特例納付の実施期間外であり、申立人は加入手続きの状況、保険料の納付額、納付月数、納付方法及び納付場所等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 63 年 2 月に払い出されており、申立期間⑤直後の 61 年 1 月から同年 3 月までの保険料は 63 年 3 月に納付されていることが確認でき、当該払出時点及び当該納付時点では、申立期間はすべて時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によると、申立期間③及び④は、未加入期間であるため、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間である

など、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 8777

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年5月まで

私は、大学4年の平成4年6月に、国民年金の加入手続きを行い、3年4月から4年6月までの国民年金保険料として14万円から15万円ほどの金額をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成4年6月に、金融機関において国民年金の加入手続きを行い、申立人の父親が負担してくれた10万円に、自身の貯金から4、5万円を加えて、申立期間を含む期間の保険料をさかのぼって一括納付したと説明しているものの、金融機関では加入手続きを行うことができない上、申立人は、申立人に10万円を渡したとする父親は、当該金額を渡したこと、及び渡した時期についての記憶が曖昧であると説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成6年6月に払い出されており、当該払出時点まで、申立期間は未加入期間であったため、納付書が作成されず、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 8780（事案 1509 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、37 年 10 月から 40 年 3 月までの期間、41 年 10 月から 43 年 3 月までの期間、46 年 1 月から 47 年 3 月までの期間、47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間、49 年 10 月から 50 年 3 月までの期間及び 50 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 37 年 10 月から 40 年 3 月まで  
③ 昭和 41 年 10 月から 43 年 3 月まで  
④ 昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月まで  
⑤ 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで  
⑥ 昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月まで  
⑦ 昭和 50 年 7 月から同年 12 月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料を間違いなく納めていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の保険料の納付方法等に関する記憶が不明確であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、新たな事情として、元夫が会社を退職（昭和 46 年 9 月）した後、時期は確定できないが、区からこのまま未納が続けば年金の受給資格がなくなると言われ、高額ではなかったので一括して保険料を納付したことがあると説明しており、申立人の元夫も会社を退職後に、申立人の

年金受給資格の事情を聞き申立人の保険料を一括して納付した記憶があると説明している。申立人の場合、60 歳到達時までの加入可能月数（421 か月）からみて未納期間が 121 か月を超えれば受給資格期間（300 か月）を満たさなくなる事態が生ずることになり、申立期間（計 93 か月）の未納期間に加え、申立期間後に更に保険料未納分が増えて未納期間が 121 か月に近づくか又は超えたため、区から連絡が行われたと考えられること、及び受給資格を得るために一括して納付した保険料額は高額ではなかったとしていることなどから、申立人は、更に増加した保険料未納月分について一括納付をしたものと考えられる。

また、申立人から、新たな関連資料として昭和 45 年 10 月から 47 年 11 月までの普通預金通帳等の提出を受けたが、申立期間の保険料を納付したことを示す記載は認められないことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月

私は、20 歳当時に国民年金手帳の交付を受けていたと記憶しており、国民年金保険料も納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の加入手続、保険料の納付場所及び金額について記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 6 年 12 月ごろに払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から49年12月まで

私は結婚後、国民年金保険料を納付していなかったが、昭和49年2月に飲食店を開業し、取引先の金融機関から年金の受給額が少なくなってしまうと聞いたため、50年ごろに夫がさかのぼって納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は、さかのぼって納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、さかのぼって納付した保険料は、夫名義の金融機関の預金口座から引出して用意したと説明しているが、当該預金口座の開設年月日は昭和51年8月9日であり、当該時期以降に申立期間の保険料を納付するためには、第3回特例納付によるほかなく、申立人及びその夫は、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付する場合に必要な金額では納付したことはないと説明しているなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から55年12月まで  
昭和49年ころ、私が飲食店に勤務しているときに、区の出張所に行き、20歳時からの国民年金保険料を納付できることを聞いたので、加入手続きして20歳までの保険料をさかのぼって納付し、その後の保険料もお金がまとまったときに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和49年ころに国民年金に加入手続きした後、20歳からの未納の保険料を数回に分けてさかのぼって納付し、加入手続き後の期間の保険料も継続して納付していたとしているが、納付したとする保険料の納付時期、納付回数及び納付金額の記憶が曖昧であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和58年3月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から同年12月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、婚姻前まで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年7月に申立人が当時居住していた町で払い出されており、同町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同年10月に厚生年金保険に加入したことに伴い国民年金の資格を喪失しており、その後、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成19年8月30日に申立期間直前の4年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している厚生年金保険の記号番号が付番されていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、平成3年10月に国民年金の資格を喪失した後、申立期間に関する厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていなかったため、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されたと推察されること、申立期間は、19年8月に基礎年金番号が付番されるまで、国民年金の未加入期間であったと考えられるため、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年11月から17年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月から17年2月まで

私は、20歳になって国民年金に加入し、平成17年3月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を、平成17年3月にコンビニエンスストアで一括納付したと説明するが、オンライン記録によると、申立期間の前の14年6月から16年10月までの保険料は同年10月までにすべて納付されているものの、申立人に対して18年6月9日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該過年度納付書は申立期間の保険料に係るものと推認されることから、当該納付書作成時点まで、申立期間の保険料は未納であったものと考えられる上、申立人は申立期間の保険料を過年度納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年3月まで

私の母は、私が20歳になった平成2年\*月に私の国民年金の加入手続きを行い、私は当時学生で収入が無かったため、国民年金保険料も納付書により金融機関で納付してくれていた。弟も学生であった20歳のときから母に保険料を納付してもらっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続きの状況、当時の国民年金手帳及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が現在所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した後の平成7年10月に払い出されていることが確認できる上、母親及び申立人は、申立期間当時に当該年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、母親が申立人と同様に保険料を納付していたとする申立人の弟は、20歳になった平成5年\*月から保険料を納付しているものの、弟は学生が強制加入となった3年4月以降の保険料納付であり、学生期間が任意加入適用期間であった申立人とは状況が異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年3月まで  
私は、会社を退職した後の昭和49年10月に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付場所、保険料額等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、会社退職後の昭和49年10月に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和52年4月ごろに払い出されており、申立人は、手帳記号番号払出時に交付された国民年金の手帳以外に国民年金の手帳を受領、所持していたことは無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立人は、保険料をさかのぼって納付したことはないと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から49年12月まで

私は、短大を卒業した昭和39年の春ごろに区役所で国民年金の加入手続きを行い、継続して国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が昭和47年9月に転居するまで居住していた区では、45年3月までの保険料の納付方法は印紙検認方式であったが、申立人は、申立期間の保険料を納付書により納付したとしており、印紙検認により保険料を納付したことについての記憶は曖昧である。

また、申立人は、短大卒業時期の昭和39年に国民年金の加入手続きをしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の51年4月に払い出され、当該払出時点で申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は保険料をさかのぼって納付したとは主張していないこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 49 年 12 月まで

私は、国民年金制度発足当初から集金人に国民年金保険料を納付していたが、昭和41年3月に転居したところ、集金人の訪問が無かったことから、保険料を納付していなかった。しかし、その後納付書が郵送されてきたため、それまでの未納分の保険料を一括して納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金制度発足当初に払い出されているが、当該手帳記号番号の払出簿の備考欄には不在処理された記載があり、転居後の区の国民年金被保険者名簿には申立人の転入届及び妻の新規被保険者資格取得届を申立期間後の昭和51年9月に受け付けた記載があることから、転居後の区では、転入届等の受付時点まで、申立人を被保険者として把握しておらず、当該受付時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が一括して納付したとする保険料額は、納付済みとなっている50年1月から当該受付時点までの申立人及びその妻の過年度保険料及び現年度保険料の合計額におおむね一致するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から4年3月までの期間及び平成9年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月から4年3月まで  
② 平成9年8月

私の母は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には国民年金の記号番号の記載が無く、申立人は、別の年金手帳を所持していたことは無いと説明しており、申立人に国民年金の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、平成12年4月に基礎年金番号で国民年金に加入し、同月から同年11月までの保険料の免除申請を行っている。

さらに、申立期間①に係る平成2年2月の被保険者資格取得及び4年4月の資格喪失、申立期間②に係る9年8月の資格取得及び同年9月の資格喪失は、12年5月に記録追加されたことがオンライン記録から確認でき、当該記録追加時点まで申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 9 月に第 2 回特例納付の通知が届いたので、市役所で 41 年から 48 年までの国民年金保険料を納付した。その後は口座振替で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額、納付時期等に関する記憶が曖昧であり、申立人が当時から現在まで居住している市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険資格を喪失した後の国民年金資格の再取得受付日が「昭和 52 年 6 月 8 日」と記載され、当該受付日は特例納付の実施期間外であり、受付時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を過年度納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 52 年 4 月以降 60 歳まで保険料を納付することで受給資格期間を満たすことから、さかのぼって保険料を納付する必要はなかったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年2月までの期間及び43年7月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から40年2月まで  
② 昭和43年7月から44年3月まで

私は、区出張所で国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額等に関する記憶が曖昧であり、申立人が当時居住していた区における現年度分の保険料の納付は、昭和45年6月末までは購入した印紙を国民年金手帳に貼付し検認印を受ける印紙検認方式であったが、申立人は印紙検認により保険料を納付した記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後に転居した区において昭和45年1月ごろに払い出され、国民年金被保険者台帳では、申立期間②直後の昭和44年度の保険料は46年12月に過年度納付及び特例納付されていることが記録されているが、申立人は当該納付時点で申立期間の保険料を納付した記憶が曖昧であり、申立人は申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から57年3月まで

私は、20歳になるころ、父から、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行う旨の連絡を受けた。私が就職するまでの期間の保険料は父が納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の大部分は大学生、大学院生で国民年金の任意加入被保険者期間であり、申立期間に国民年金に加入した記録が無く、申立期間は未加入期間であったため、保険料を納付することができなかったほか、申立人は、申立期間当時は実家のある市から県外に住民票を移していたと説明しており、父親の実家がある市において申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の保険料を納付することは困難であったと考えられるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録が無く、申立人も国民年金手帳を所持していたことは無いと説明しているなど、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月

私は、当時住んでいた市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後、平成 12 年 5 月に社会保険事務所（当時）で 11 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付した。その際に、申立期間の保険料も一緒に納付したはずである。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対して平成 10 年 11 月ごろに申立期間に係る第 1 号被保険者資格取得勧奨が行われ、さらに、12 年 8 月 21 日現在で申立人が申立期間において未加入であったことを示す未適用者一覧表（最終）が作成されていることが確認できることから、申立人が 11 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付した 12 年 5 月の時点では、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であったと認められる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続きの時期及び保険料の納付金額の記憶が曖昧である。このほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 53 年 3 月までの期間、56 年 10 月から 57 年 6 月までの期間、同年 10 月から 58 年 3 月までの期間、61 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月から 53 年 3 月まで  
② 昭和 56 年 10 月から 57 年 6 月まで  
③ 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで  
④ 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで  
⑤ 昭和 62 年 4 月から同年 7 月まで

私は、昭和 45 年に退職後、国民年金の加入手続を行い、免除申請手続をした期間以外の国民年金の加入期間の国民年金保険料をすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 49 年 12 月ごろに払い出され、申立人は、「所持する年金手帳以外に年金手帳を所持していたことはない。」と述べており、また、申立期間の①当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、昭和 49 年 12 月ごろの払出し当時において、さかのぼって国民年金保険料を納付できる期間は 47 年 10 月以降の 2 年間であり、申立期間の①の保険料のすべてを納付することはできない。加えて、申立人が加入当初に納付したとする金額は、当該期間の保険料額と大きく相違する上、申立人は、「特例納付や過年度納付を含めて、さかのぼって保険料を納付したことはない。」と述べている。このほか、申立人が申立期間の①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間の②、③、④及び⑤について、申立人が納付していたとする金額

は、当該期間の保険料額と大きく相違しており、申立人は、「当時居住していた区で口座振替制度が実施されたことをきっかけに口座振替で保険料を納付した。」と述べているが、同区では、申立人が居住する前から口座振替制度が実施されていることから、当該期間に係る申立人の保険料の納付金額及び納付方法の記憶が曖昧である。さらに、申立人が転居した昭和 56 年 3 月から 62 年 7 月までの 77 か月中、申請免除期間である 36 か月を除き、申立期間は 4 期間で、合計 25 か月に及んでおり、これだけの期間において、行政側が収納事務処理を誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から平成 6 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から平成 6 年 10 月まで

私は、父に勧められたこともあり、昭和 60 年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行った。その後、社会保険庁（当時）から 2 年ほどさかのぼって国民年金保険料を納めることができるという通知が届いたので、60 年 4 月以降の保険料を口座振替で納付しながら、過去の未納分を 3 か月分ずつ納めた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、「過去の未納分を 3 か月分ずつ納めた。」と述べているが、さかのぼって納めたという保険料の納付時期、納付場所、納付方法等の記憶が曖昧である。また、申立人は、「昭和 60 年 4 月から口座振替で国民年金保険料を納付した。」と述べているが、昭和 60 年 10 月に国民年金に加入した場合、同年 4 月から同年 10 月までの期間の保険料は口座振替により納付することができない。このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 6 年 6 月以降に払い出されており、申立人は、現在所持する手帳以外に手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から同年 12 月まで

私は、上京して転入した際、国民年金に加入し、送付されてきた納付書により国民年金保険料を郵便局で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当時、申立人が居住する市における現年度分の保険料の納付方法は印紙検認方式であり、郵便局での納付ができない期間であるが、申立人は、「印紙検認により納付した記憶は無く、納付書で郵便局において納付した。」と主張するなど、当時の納付方法との整合性がみられない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 45 年 11 月ごろに払い出されており、申立人が所持する同年 11 月 25 日発行と記載された国民年金手帳には、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を同年 3 月 17 日に印紙検認により納付しているが、申立期間である 45 年 12 月以前は空欄であることが確認できる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び市町村名簿によれば、申立期間が未納と記載されていることが確認できる。このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年11月まで

私の夫は、私が昭和42年に会社を辞めた際、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和44年12月20日に払い出されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、申立人は、「申立期間当時に受け取った手帳は赤色だった。」と述べているが、当時発行されていた手帳の色とは異なるなど、申立期間当時、申立人に別の国民年金の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付についての記憶は曖昧である。このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から平成 2 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 62 年\*月から 63 年 3 月までの期間は浪人生だったので、私の父がそのころ私の国民年金の加入手続を行い、母が浪人中の国民年金保険料を納付してくれた。63 年度と平成元年度は専門学校生だったため、父親が保険料の支払い猶予手続を行い、卒業後に、さかのぼって 2 か月分ずつ母親が保険料を納付した。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳の払出しは、申立期間後の平成 3 年 2 月ごろであり、申立期間当時は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、現在、年金手帳を所持しておらず、手帳についての記憶が曖昧であるなど、申立人に対して別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父及び保険料を納付していたとする母は、既に死亡しているため、当時の納付状況等を確認することができない。

なお、申立期間当時、専門学校生は任意加入であり、国民年金保険料の納付義務が猶予される制度は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 51 年 3 月まで

私は、20 歳になって何か月か後に、専門学校に在学中だったが、母に勧められて国民年金の加入手続を区出張所で行い、その場で、母が出してくれたお金で未納だった国民年金保険料を納付した。その後は、私が、届いた納付書により保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続の時期、保険料の納付金額及び納付頻度等の記憶が曖昧であり、ほかに申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 53 年 3 月ごろに払い出されており、現在、申立人は年金手帳を所持しておらず、申立人が申立期間当時に所持していたとする国民年金手帳の色は、申立人が加入したとする時期に発行されていたものと異なっており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 28 日から 45 年 11 月 18 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び取締役の供述から判断すると、申立人が昭和 44 年 11 月 28 日以降も同社において、勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録によると、同社は昭和 44 年 11 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない期間であること、及び申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 11 月 28 日となっており、同日において、事業主を含めた 4 名全員も厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、同社に係る厚生年金保険被保険者台帳において、さかのぼって訂正処理を行った等の不自然な記載は見当たらない。

また、A社の事業主は、厚生年金保険には、昭和 45 年 11 月 25 日まで加入していたと供述しているが、当該事業主は、同年 3 月 30 日に国民健康保険の資格を取得していたことが確認できる上、厚生年金保険に加入していたことを確認できる資料等はなく、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除についても確認できる資料等はないと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 31 日から 42 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間においても継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に加入記録があり、所在の判明した従業員4名に、申立人の勤務状況等について照会したところ、申立人を記憶していた2名のうちの1名は、申立人が、夏ごろ退社したと思うと供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届は、社会保険事務所（当時）において、昭和 41 年 9 月 2 日に受付されていることが確認できるとともに、同名簿には、申立期間及びその前後に、さかのぼっての訂正等は見られず、不自然な記載は見当たらない。

さらに、申立人はA社における上司や同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、A社の事業主に照会したが、回答が無いことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 21 日から 39 年 12 月 25 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の従業員の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が客室案内係として同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社において、申立期間当時に客室案内係であった従業員は、16 時間勤務の週 3 回勤務となることが多く、日勤のみの勤務はほとんど無く、正規の社員であれば、日勤のみであったということは考え難いと供述をしているほか、同社の申立期間当時の営業担当従業員によると、客室案内係にはアルバイトがおり、アルバイトは厚生年金保険には加入していなかったと供述しているところ、申立人は、夜勤をしたことは無く、日勤のみであったと供述している。

また、オンライン記録によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡している上、当時の人事担当者は所在が不明のため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった従業員 20 名に照会したところ、申立人のことを客室案内係であったと記憶している従業員 1 名がいたものの、申立人の雇用形態及び厚生年金保険の加入状況について供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月 21 日から 33 年 8 月 2 日まで  
② 昭和 33 年 8 月 2 日から 47 年 3 月 21 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①については、厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②については、脱退手当金の支給記録がある旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①については、A社（現在は、B社）C工場から、関連会社のD社に出向し、A社C工場から給与が継続して支給されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②に係る脱退手当金については、請求手続を行ったことも、受給したことも無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社C工場から、関連会社のD社に出向し、A社C工場から給与が継続して支給されていたと申し立てているところ、A社C工場の従業員の供述から、申立人が当該期間にD社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の承継会社であるB社は、「A社C工場の人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて不明。」と回答している。

また、申立人は給与をA社C工場から届けられていたとしているが、申立人はその者の氏名を記憶しておらず、確認することができない上、前述の従業員からも申立期間①において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間

①に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立期間①における申立人の雇用形態や保険料控除について確認することができない。

他方、D社については、昭和51年3月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年8月2日と記録され、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、当該期間の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺が現存しており、脱退手当金裁定請求書には、退職時に申立人に交付される当該期間に係る事業所作成の昭和47年分退職所得の源泉徴収票が添付されていることが確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額は、当該期間を対象として計算されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 10 日から 39 年 4 月 11 日まで  
② 昭和 40 年 2 月 10 日から 44 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 44 年 6 月 1 日から 46 年 8 月 26 日まで

58 歳のときに、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の請求手続を行える状況では無く、受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 12 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金の請求手続を行える状況では無かったという主張以外に、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月6日から20年9月1日まで  
ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。  
しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給決定日、支給金額及び支給の根拠となる法令の該当条文などの具体的な記載がある上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和20年12月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかある。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から同年12月1日まで  
② 昭和34年7月24日から39年10月1日まで  
③ 昭和41年9月1日から42年3月14日まで  
④ 昭和42年11月15日から同年12月5日まで

平成19年に社会保険事務所(当時)へ年金相談に行ったときに、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した覚えが無いので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金保険被保険者期間は、オンライン記録によると、4つの事業所に係る被保険者期間が確認できるところ、申立人の脱退手当金については、当該事業所を管轄している各々の社会保険事務所で管理されていた厚生年金保険被保険者期間が漏れなく請求されている上、申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から7か月後の昭和43年7月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月から31年4月まで  
② 昭和31年7月から33年3月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が昭和29年3月から31年4月まで勤務していたと申し立てているA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無いため、同社の代表者を特定することができないことから、当該期間の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社の事業主及び従業員1名について、名字しか記憶していないことから、当該人物を特定することができず、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間①のうち、昭和29年3月から同年5月までの期間において、A社とは別の事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

申立期間②について、B社に係る事業所別被保険者名簿に記録のある従業員1名の供述により、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記被保険者名簿によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年4月1日であり、申立期間のうち、31年7月から32年3月までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び社会保険事務担当者は、所在不明で連絡が取れないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「昭和 32 年 4 月にC大学の夜間部へ入学し、昼間はB社で勤務していたが、しばらくしてから同大学の昼間部へ替わったので同社を退職した。」と供述しているところ、C大学から提出された証明書によると、申立人は、昭和 32 年 4 月 20 日に同大学D部E学科 I 部転科、35 年 3 月 20 日に同大学同学部同学科卒業と記録されていることから、申立人は、B社が厚生年金保険の適用事業所となった 32 年 4 月前に同社を退職しているものと考えられる。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員のうち、住所が確認できた従業員 7 名に照会したところ、6 名から回答があったが、いずれも厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等は保管しておらず、上記 1 名の従業員を除いて、申立人を記憶している者はいない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 20 日から 57 年 12 月ごろまで  
A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
同社に硝子職人として住み込んで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 5 月 20 日から 57 年 12 月ごろまで A 社に勤務していたと申し立てているところ、申立人が記憶している同郷の同僚は、「申立人と昭和 32 年 3 月に C 社に入社し、何年か後の 3 月に A 社と一緒に異動した。また、申立人は、両社を通算して 3 年から 4 年は勤務していたと思うが、A 社の勤務期間は不明。」と供述している。

また、B 社の事業主は、「当時の資料を保管していないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について不明であるが、申立期間は、当時の A 社の事業主が D 健康保険組合の理事を務めていたころであり、長期間にわたって厚生年金保険の加入手続を怠ることは考えられない。」と回答している。

さらに、A 社において、同社設立時から昭和 39 年 7 月まで社会保険事務担当であった総務部長は、「申立人は覚えていないが、硝子職人は出入りが激しく不安定なため、3 か月以上の試用期間を経て定着した者だけ社会保険に加入させていた。また、関連会社である C 社から異動した者であれば厚生年金保険に加入していたことが考えられるが、申立人は、何らかの事情により加入しなかったと思われる。厚生年金保険に加入していなければ厚生年金保険料の控除はしない。」と供述している。また、35 年から社会保険事務に従事していた総務担当者は、「当社は、本人の希望により厚生年金保険に加入しない社員以外は加入させていたが、申立人の記憶は無い。」と供述している。

加えて、A 社に係る事業所別被保険者名簿から、C 社から同社に異動したことが確認できる従業員及び同社の寮に住み込んでいた従業員 33 名（硝子瓶製造従業員 18 名を含

む) に照会したが、全員が申立人を記憶していない旨回答している。

また、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

なお、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月からの一部期間 (36 月) において、国民年金保険料を納付し、また、52 年 10 月から 57 年 12 月までの期間は、国民年金保険料が申請により全額免除されており、さらに、52 年 3 月 2 日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 11 月 1 日から 21 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 21 年 3 月 1 日から 24 年 7 月 27 日まで  
③ 昭和 25 年 12 月 3 日から 27 年 6 月 1 日まで

申立期間①は、A県B部C課で、船長としてD船に乗務していた。また、申立期間②は、E（F）渉外労務管理事務所で、船長としてD船に乗務し、密漁等の取締り業務に従事していた。申立期間③は、G渉外労務管理事務所で、駐留軍のH船の管理、操縦業務に従事していたので、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人の業務内容及び同僚についての具体的な記憶並びに同僚の申立人と一緒に勤務していたとの供述から、期間の特定はできないものの、申立人がD船で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人がA県B部C課が管理していたとするD船は、船員保険の適用事業所として確認できない。

また、日本年金機構I本部J事務センターに照会したが、K局、L庁（局）及びM社のいずれについても、同センター保有の船舶所有者名簿にD船に該当する船舶所有者名は見当たらないとしていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

さらに、N局は、申立人及びD船についての記録は無いとしていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

加えて、O局は、D船に関する該当資料は無いとしていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人の業務内容及び同僚についての具体的な記憶並びに同僚の申立人と一緒に勤務していたとの供述から、期間の特定はできないものの、申立人がD船で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人がE（F） 渉外労務管理事務所が管理していたとするD船は、船員保険の適用事業所として確認できない。

また、N局に照会したところ、申立人及びD船に関する記録は無いとしていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

さらに、P庁は、申立人に係る記録は無いとしており、D船については、Q本部（在R）の「50年史」において、昭和24年11月26日以降に船舶名を確認できるとしているものの、当該期間については同船舶名を確認できないとしていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、業務内容及び同僚について具体的に記憶しているものの、船員手帳を記憶しておらず、船員として勤務していたことを確認できない。

そこで、S局に照会したところ、申立人及び当該貨物船についての記録は無いとしていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人の記憶している同僚は、昭和25年12月ごろにD船を下り、申立人とは別の船に乗務したとしていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人の記憶している同僚二人は、死亡及び名前不明のため、照会できないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

そこで、G 渉外労務管理事務所の船員保険被保険者名簿から所在の判明した二人に照会したが、うち一人は死亡、残る一人からは回答が無いため、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 21 日から 60 年 2 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 59 年 11 月 21 日から継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に昭和 59 年 11 月 21 日から継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の元代表者は、申立期間当時、2か月程度の試用期間があったとしている。

また、雇用保険の加入記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の入社以降に同社に入社したほぼすべての従業員は、雇用保険の資格を取得した3か月程度経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の被保険者記録に訂正等の形跡は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 5 日から 52 年 7 月 28 日まで  
A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月 4 日から 51 年 11 月 9 日まで、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が加入しているB厚生年金基金は、「申立人のA社に係る加入員記録は無い。また、厚生年金基金と社会保険事務所（当時）への届出様式は複写式であった。」旨回答している。

また、当時の総務部長は、「申立人のことは記憶にあるがよく覚えていない。なぜ申立人が厚生年金保険に加入していないのかは分からないが、A社では厚生年金保険に加入させずに保険料だけ控除することはなかった。4年も厚生年金保険に加入せずに保険料だけ控除させていたとすれば、算定基礎届の機会が複数回あるので会社として気付いただろう。」旨供述している。

さらに、上記総務部長は、申立期間当時、運転手は 290 人程度いたとしているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間当時、約 190 人が厚生年金保険に加入していることが確認でき、このことから、同社では、必ずしも、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿の厚年整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 61 年 9 月 16 日まで  
A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額より低い。申立期間当時は、毎年 1 万円は昇給していたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は既に適用事業所ではなくなっており、同社が解散した際に従業員を受け入れたB社は、「A社の賃金台帳等は引き継いでいない。」とし、A社の親会社であるC社は、「A社に係る賃金台帳等は保管していない。」としており、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立期間当時、A社に勤務した女性従業員から、昭和 58 年 4 月の給与明細書の提出を受けたが、当該期間においては、オンライン記録どおりの標準報酬月額で厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時、A社に勤務した女性従業員のうち、申立人の同僚を含む複数の従業員において、標準報酬月額が、改定前に比べ低下している時期があることが確認できる。

なお、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額において、記載の不備又はさかのぼって訂正した形跡は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 12 月 21 日から 30 年 12 月 21 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 30 年 12 月 21 日まで継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の代表者の住所を特定することができないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、従業員の一人は申立人を記憶していたが、申立人の退職時期については覚えていないとしている。

なお、申立人がA社を退職した後に勤務した複数の事業所に、申立人の同社における勤務が確認できる履歴書等が残されていないか照会したが、いずれの事業所からも申立人に係る履歴書等を得ることができず、申立人の退職時期を特定することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月10日から同年8月15日まで  
A社B工場（現在は、C社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
昭和20年3月の空襲の後に、同社D工場（現在は、E社）から工場疎開し、同社B  
工場で勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社B工場は昭和20年9月11日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録は無い。

また、A社B工場に係る「厚生年金保険被保険者名簿」から複数の従業員に照会したが、申立人を覚えている者はいなかった。

さらに、A社D工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に同社B工場に疎開経験があるか照会したが、そのような従業員を確認することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、C社及びE社は、いずれも保存期限経過のため当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月ごろから 47 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 46 年 8 月ごろから継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 8 月ごろから、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「事務所移転のため、申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。」と回答している。

また、申立人は、A社の同僚6名を記憶しているが、そのうち2名は同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当らず、また、氏名が確認できた2名は既に死亡しており、他の2名は連絡先が不明なため、同僚から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、連絡先の判明した従業員6名に照会したところ、2名から回答があったが、申立人のA社への入社時期を記憶している者はいないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、厚生年金保険手帳記号番号払出簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 47 年 10 月 1 日と記載されており、上記被保険者名簿の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで  
A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 63 年 1 月 31 日付けで退職したはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 54 年 4 月 2 日に入社し、63 年 1 月 31 日に退職したので、同社における厚生年金保険の資格喪失日は同年 2 月 1 日であると申し立てている。

しかし、申立人に係る雇用保険の加入記録では、申立人の A 社における離職日は、昭和 63 年 1 月 30 日と記録されており、オンライン記録の同年 1 月 31 日の厚生年金保険被保険者資格喪失日と符合していることが確認できる。

また、B 社は、「当時の人事記録が無く、申立人の退職日は不明であるが、雇用保険の離職日が昭和 63 年 1 月 30 日となっていることから、申立人の退職日は同年 1 月 30 日と考えられ、厚生年金保険被保険者資格喪失届の誤りは考え難い。」と回答しているため、同社から、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間当時の A 社における給与担当者は既に死亡しているため、給与担当者から申立人の退職日及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月30日から46年3月22日までの期間のうち1年ぐらい

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には電車で通勤し、1年ぐらい勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和43年3月30日から46年3月22日までの期間のうち1年ぐらい、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、「当社で保管している入社簿に申立人の氏名は無く、申立人の勤務について確認できない。また、厚生年金基金、健康保険組合も資料は共通のため、厚生年金基金及び健康保険組合の加入記録も無い。」と回答しているため、同社から申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人はA社の同僚一人の姓のみを記憶していたが、特定できないため、当該同僚から、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況等を照会したが、申立人を記憶している者はいないため、同社の従業員から申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記の回答のあった従業員は、「厚生年金保険には加入しない従業員がいた。自分自身も希望して途中から加入した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 12651（事案 156 及び 4994 の再々申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 12 月 28 日まで

A社に勤務した申立期間を含む期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、申立期間にA社に勤務し、社会保険の事務を担当し、厚生年金保険に係る届出を行い、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る登記簿謄本の記録と申立人の供述がほぼ一致していること、及び申立人が同社に勤務していたことを具体的に供述していることから、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、このほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情が無いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 4 月 24 日及び 21 年 11 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回及び前々回の審議結果に納得できず、再々申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 12652 (事案 3213 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から20年8月まで

昭和19年に徴用され、A国B市でC軍に所属し、D社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、記録訂正を行うことができないと通知を受けた。

しかし、徴用を行ったのも政府の責任であり、年金記録が無いのも政府の責任である。今回新たに同僚を思い出したので、再度調査して申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、D社は日本国内に無かったことから厚生年金保険法の適用がなかったこと、当時、A国B市の船舶についてはE会の管理下にあったと考えられるが、同会を承継しているF会は既に解散しており、当時の資料を確認できないこと、一緒に徴用されたとする同僚の所在は不明であり、当時の勤務実態等を確認できない等の理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、徴用を行ったことも年金記録が無いのも政府の責任であり、今回新たな情報として同僚一人を思い出したので、再調査してほしいと再申立てを行っている。

しかし、申立人が氏名を挙げた同僚については連絡先不明であるため、申立人の勤務実態等について確認することができない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで  
A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社C支店に勤務していたと申し立てているが、雇用保険の加入記録によると、申立人の離職日は昭和 43 年 9 月 30 日と記録されており、また、B 社は、「申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有しておらず、申立人が申立期間も同社に勤務していたことを確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間の勤務について確認することができない。

また、申立人が記憶している当時の同僚及び申立期間にA社C支店に勤務していた複数の従業員に申立人の勤務状況等について照会したところ、申立期間に申立人が同店に勤務していたことを記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 46 年 11 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同僚から提供のあった申立期間当時の社員旅行の写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社員旅行の写真及び同僚の供述から判断すると、勤務していた期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 3 月 1 日であり、申立期間のうち 40 年 4 月 1 日から 43 年 2 月 29 日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、「当時の資料は火災で焼失した。」と供述していることから、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記事業所別被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 19 人に申立人の勤務実態等について照会したところ、連絡の取れた 7 人からは、申立人が昭和 43 年 3 月 1 日以降も同社に勤務していたことを確認することができない。

加えて、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった直後の昭和 43 年 5 月 8 日に撮影した社員旅行の写真に写っていると申し立てているが、複数の従業員に同写真を照会したところ、いずれも「申立人は写っていない。」と供述しており、申立人から提出のあったその他の写真からは申立人を識別できず、同社が厚生年金保険の適用事業所となった以後における申立人の勤務は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、申立人の申立期間

に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで  
A病院（現在は、B病院）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も給食業務担当として継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び従業員の供述により、申立人が申立期間にA病院に給食業務担当として勤務していたことが確認できる。

しかし、B病院は、「当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況及び保険料控除について不明。」と回答している。

また、B病院の現在の事務長は、「申立人の妻は、当時A病院の事務長であり、社会保険事務も担当していたことから、妻である申立人の被保険者資格の喪失手続きが事務処理相違によるものとは考え難い。また、昭和 46 年及び 47 年の標準報酬月額の時決定時に、申立人が厚生年金保険に未加入であることに気が付かないことも考え難い。」と供述している。

さらに、申立期間にA病院に勤務していた複数の従業員に照会したところ、当時の事務担当の従業員は、「申立人は、公営住宅への入居条件の一つである収入制限を満たすために、一時的に妻の扶養家族になった、と当時の社会保険事務担当者から聞いた覚えがある。」と供述しており、また、申立人も、当時、公営住宅へ転居した旨の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 12656 (事案 42 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 21 日から 46 年 7 月 11 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社が加入する厚生年金基金から申立人は基金に加入していない旨の回答を得ていること、同社の健康保険組合は当時の資料を廃棄しており、申立人が同組合の被保険者であったことが確認できず、雇用保険の加入記録も確認できないこと、また、申立人をA社に紹介したB隊の先輩は既に死亡しており、申立期間当時から勤務している同社の従業員は申立人を覚えておらず、申立人も他の同僚等の氏名を覚えていないことから、申立人の同社における勤務実態等について確認することができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 2 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は上記通知に納得できず、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確かであると主張しているが、これを確認できる新たな資料は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月1日から23年9月1日まで  
② 昭和24年2月25日から同年9月25日まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。両社とも、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に昭和23年8月末日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和24年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も連絡先が不明であることから、申立人の同社における22年9月以降の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社の会社整理により退職した旨主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①に被保険者記録が確認できる複数の従業員に、申立人の勤務期間について照会したが、いずれも「申立人は、退職時期は分からないが、会社の数回における段階的な人員整理の際に退職した。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人と同日付けで複数の者が資格を喪失している記録が確認できる上、申立人が資格を喪失した月以降、昭和22年末に至るまで、多数の資格喪失者の存在が認められることから、前述の従業員の人員整理が行われたとの供述が裏付けられる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社に昭和24年9月まで勤務していたと申し立てて

いる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間②に被保険者記録が確認できる従業員に申立人の勤務期間について照会したところ、従業員の一人は、「申立人の退職時期は分からないものの、資格記録のある期間よりは後に退職した。」と供述しており、申立人が当該期間当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、昭和43年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も連絡先が不明であることから、申立人の同社における24年2月以降の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の従業員からは、申立期間②において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られないほか、上記被保険者名簿から、申立人と喪失日を同じくする従業員が1名確認できるが、この者の住所は不明であるため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月1日から20年12月1日まで  
昭和19年1月から21年11月までA社（現在は、B社）C工場に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では保険課に勤務し、申立期間も継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社C工場に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立人の人事記録及び社会保険の記録が確認できないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時、A社C工場の保険課に上司と二人だけで勤務していたが、その上司の氏名を記憶していない。そこで、D社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる従業員28人に照会したものの、回答が得られた21人全員が申立人のことを記憶していなかったことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記回答のあった21人のうち、申立人と同じ昭和20年12月1日に資格取得し、入社日を記憶していた7人は、入社してから5か月から1年8か月後に資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が勤務したA社の本社人事課に勤務した従業員は、昭和20年12月に工場全体が厚生年金保険に加入しなければならないということで加入したが、それまでは厚生年金保険料が控除されていなかったとしている。また、同社C工場の給与課に勤務した従業員は、終戦時に保険料が控除されていなかったとしており、労務課に勤務した従業員も税金は引かれたが厚生年金保険料は引かれていなかったとしている。

これらのことから、A社においては、入社と同時に全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立期間のうち、昭和19年1月1日から同年10月1日までの期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法では、工場や炭鉱で働く筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人はA社C工場の保険課に勤務したとしており、事務職であったことから、この期間は同法の対象となっていなかったと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年から48年まで  
申立期間のうち、2年から3年程度、A社B支店（現在は、C支店）で運転手として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C支店は、「当時の人事記録等は保存期限を経過しているため、申立人の勤務形態、勤務期間は不明である。当時、中途入社した運転手は、おおむね3年程度の期間契約社員を経た後に正社員に登用されていたが、期間契約社員の運転手は全員が社会保険に加入していたわけではない。」と回答しているため、事業主から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が当時の上司として名前を挙げた元従業員は、「申立人を知っているが、申立人の勤務時期及び期間は覚えていない。」と回答しており、また、申立人が姓のみ記憶している同僚3人については、オンライン記録及び申立期間のA社B支店に係る厚生年金被保険者原票から確認することはできない。

さらに、オンライン記録から、申立期間当時にA社B支店において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員37人に照会したところ、16人から回答があり、そのうち一人は、「申立人を知っているが、申立人の雇用形態や勤務期間については分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月から29年8月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社B事務所で事務員として働いており、同僚の加入記録が発見されたことから、自分も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B事務所の同僚の回答により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和48年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、同社の清算人は、「申立期間当時の資料等が無いため、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時、A社に勤務した元従業員19人に対して、厚生年金保険の加入状況を照会したところ、そのうち12人から回答があったが、申立人の加入状況を確認することはできなかった。

さらに、上記のうち複数の従業員は、入社して3か月から1年9か月経過後に厚生年金保険に加入したと回答していることから、A社では、申立期間当時、従業員について入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推測される。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無く、記載内容に不自然な点は見受けられないことから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年ごろ  
② 昭和63年ごろから平成3年ごろ  
③ 平成3年ごろ

定年退職後にA社で半年ほど勤務した申立期間①、B社（現在は、C社）に勤務した申立期間②、その後、D社に勤務した申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和63年ごろ、雇用形態は分からないが、A社に入社した。仕事は、焼却施設でのゴミ収集と分類、焼却だった。同社に勤務したのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間①及び前後数年分のすべての人事記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。また、当該人事記録には、正社員及び期間雇用である臨時員を含む全従業員が記載されていることから、申立人は同社に在籍していないと思われる。さらに、当時、60歳以上の者を新規に雇用することは無く、加えて、申立人が従事していた焼却施設の業務は外部の事業所に委託していたことから、当社雇用の従業員ではないと思われる。」と回答している。

また、申立人は、A社における同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人に係る国民健康保険の加入記録によると、昭和62年8月10日から平成20年4月1日まで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「A社在職中にB社の求人広告を見て、入社した。

仕事は、E市民センターの警備員だった。同社には、3年くらい勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、C社は、「申立期間②及び前後数年において厚生年金保険に加入させていた正社員及びパート従業員の人事記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。また、アルバイト従業員については厚生年金保険に加入させていなかったことから、人事記録に記載していない。さらに、当社は政府管掌健康保険に加入していることから、厚生年金保険に加入した者は健康保険も同時に加入する。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げたC社における上司は、「申立人の氏名を覚えていない。」と供述しており、また、同僚については、申立人は名字のみしか覚えておらず、これらの者から、申立人のB社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人に係る国民健康保険の加入記録によると、昭和62年8月10日から平成20年4月1日まで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「D社に、平成3年ごろ、新聞広告を見てプレス見習として勤務した。同社には、数か月勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、D社は、「申立期間③当時の資料を保管していないことから、申立人の勤務等について確認することができない。また、正社員及びパート従業員については厚生年金保険に加入させていたが、アルバイト従業員は加入させておらず、さらに、厚生年金保険及び雇用保険の加入手続は同時に行っていた。」と回答している。なお、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

また、オンライン記録から、申立期間③当時、D社において厚生年金保険に加入し、住所が判明した従業員3人に、申立人の申立期間③当時の勤務状況等を照会したが、これらの者から回答を得ることはできなかった上、申立人は、同社における同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の申立期間③当時の同社における厚生年金保険の扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、「勤務中に怪我をし、D社とつながりのあるF市内の病院で治療をした。」と主張しているが、D社は、「同市内には提携する病院は無い。」と回答しており、申立人も病院名を記憶していないことから、申立人の主張内容を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除についてこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 13 日から 56 年 1 月 21 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 55 年 10 月 13 日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出されたA社の当時の「出勤表」から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社から提出された申立人に係るA社の「給与台帳」において、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、「A社入社時に、会社から、試用期間及び厚生年金保険の加入時期に関する説明は無かった。」旨供述しているが、B社の代表者は、「当時、A社においては、就業規則に基づく試用期間が3か月あり、試用期間が終了してから厚生年金保険に加入させた。」旨供述している上、B社の社会保険担当者は、「試用期間中は保険料控除はしていない。」旨供述している。

さらに、申立人は、オンライン記録から、申立期間を含む昭和 55 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から平成 7 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人から提出のあった和解調書によると、A社は申立人に対し、昭和 61 年 5 月から平成 5 年 2 月までの未払賃金 1,230 万円から、申立期間を含む昭和 61 年 4 月から平成 9 年 3 月までの厚生年金保険料の合計額 190 万 6,654 円を控除して支払うとされ、A社が和解調書に基づき平成 9 年 4 月 16 日付けで社会保険事務所（当時）に届出を行ったことにより、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は昭和 61 年 10 月から平成 2 年 7 月までの期間は 10 万 4,000 円、同年 8 月から 7 年 7 月までの期間は 20 万円とされていることが確認できる。

しかし、A社は、申立人の厚生年金保険について、解雇時にさかのぼって継続する取扱いをし、申立期間の厚生年金保険料の会社負担分を支払うことで申立人と和解しており、上記和解調書における申立期間の厚生年金保険料控除額はオンライン記録の標準報酬月額と見合う額であることが確認できる。

このほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 12670（事案 3526 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年9月ごろから61年2月ごろまで  
② 昭和63年10月11日から平成元年10月19日まで

A社に勤務した申立期間①の記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から申立内容の確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正できないと通知を受けた。今回新たな資料として、申立期間①当時の事業主が勤務する会社の住所を提出するので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、B社又はC社に勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、オンライン記録から、A社は、平成5年11月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、解散時の事業主は死亡していること、及び申立期間①当時の役員とは連絡が取れないこと等から供述が得られず、申立人の申立期間①当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができなかったため、申立期間①について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな情報として申立期間①当時の事業主の勤務先住所を提出するので再調査してほしいと再申立てを行っている。

しかし、当該事業主は当時の資料を保管しておらず、「A社における厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明。」と回答している。

以上のことから、申立人が提出した新たな資料については、厚生年金保険料の控除について確認することはできず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな

事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 今回新たに申し立てている申立期間②について、申立人はB社又はC社に勤務していたと主張している。

しかし、B社は、商業登記簿謄本によれば平成3年10月\*日に解散しており、当時の事業主の連絡先が判明せず、申立人の申立期間②の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間②当時、B社で勤務していた従業員4名に申立人の勤務状況について照会したところ、回答のあった3名はいずれも申立人を記憶していなかった。

一方、C社は、商業登記簿謄本によれば、平成8年8月\*日に解散していることが確認でき、解散当時の事業主は、「当時の資料が無く、申立人の申立期間②の在籍及び厚生年金保険の加入状況等については不明である。」旨回答している。

また、上記事業主は、「同社では社会保険の加入については従業員の希望を聞いており、申立人が被保険者となっていないとすれば、申立人が希望しなかったか、同社に在籍していなかったかのどちらかである。」と回答している。

さらに、申立人が記憶している同僚はC社に勤務していた旨供述しているが、「申立人の申立期間②の勤務状況については不明。」と回答している。

加えて、オンライン記録から、申立期間②にC社で勤務していた従業員4名に申立人の勤務状況について照会したところ、回答のあった2名はいずれも申立人を記憶していなかった。

加えて、申立人は、申立期間②において雇用保険の被保険者となっておらず、申立人の両社における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から27年4月1日まで

A労働組合B支部に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同組合には昭和25年ごろから勤務していたので、同組合同支部が厚生年金保険の適用事業所になった26年7月1日以降の申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A労働組合B支部の業務をC社D事業所内の同支部分会で行っていたと供述しているところ、C社の元従業員の供述により、申立人が、申立期間内においてA労働組合B支部D分会で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A労働組合B支部で勤務していた元従業員は、同支部で勤務していた従業員については、同支部が厚生年金保険の適用事業所になった昭和26年7月1日に厚生年金保険の加入手続を行ったが、支部分会で勤務していた従業員については、何らかの理由で加入手続が遅れたのだと思うと供述しているところ、同組合同支部の各支部分会で勤務した複数の従業員は、25年又は26年ごろから勤務していたと供述しているが、同組合同支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、被保険者資格取得日は、27年4月1日となっていることが確認でき、上記の支部元従業員の供述と符合している。

なお、同被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和27年4月1日となっており、この日付は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に記載された被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から32年3月31日まで  
A社B駐在所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の写真があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及びA社C事業所の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社B駐在所に係る業務に従事していたことはうかがえる。

しかし、上記従業員は、申立人及び上記写真に写っている4人のうちの一人は、A社の従業員ではなく、現地の水産加工業者であったと供述しており、同従業員を承知している同社本社の取締役も、申立人は同社の従業員ではなかったと思うと供述している。

また、申立人及び上記写真に写っている上記一人を含む二人は、A社C事業所、同社本社及び同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前を確認することができない。

さらに、申立人は、当時、A社から健康保険証をもらっていないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から28年1月11日まで

A社（現在は、B社）C工場に勤務した期間のうちの申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同工場に昭和27年4月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年4月からA社C工場に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社から提出されたA社C工場の工員退業通知によると、申立人の同社同工場における入社日は、昭和28年1月10日と記載されている。

また、申立人が名前を挙げた同僚は死亡又は連絡先不明であり、上司は申立人を記憶しておらず、また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和28年1月11日となっているところ、申立人がA社C工場の採用面接を同日に受けたとしている同僚（故人）の被保険者資格取得日は、同年1月12日となっている上、複数の従業員において、その供述する入社日と被保険者資格取得日はおおむね一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年ごろから 24 年 11 月まで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B省C局にA事業所について照会したが、同事業所の存在を確認することができなかった。

また、オンライン記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ともなっていない。

さらに、駐留軍の記録管理業務を引き継いでいるB省D局に照会したが、申立人の申立期間に係る資料は保存されていないため、申立人の勤務実態を確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げたA事業所の同僚及び上司は、連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 12676（事案 1097 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 8 月 31 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正のあっせんは行わない旨の通知があった。

しかし、今回、A社から緑色の厚生年金保険被保険者証を受け取ったことを新たに思い出し、また、当時の写真を提出するので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は既に解散し、事業主も死亡しているため、同社及び事業主から申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況等について確認することができないこと、申立人が記憶している同僚6人のうち厚生年金保険の被保険者となっていたのは二人のみであること及び厚生年金保険に加入している複数の従業員に照会したところ、連絡が取れた従業員は、当時の事業主は、熟練工等については、厚生年金保険に加入させたが、経験の浅い従業員や見習扱いの従業員については、厚生年金保険に加入させず、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと思うと供述していること等から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A社から緑色の厚生年金保険被保険者証を受け取ったことを新たに思い出し、また、当時の写真を提出するので、再度調査して、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとしている。

今回の調査において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に資格取得している同僚及び従業員の4人に照会したところ、そのうち3人が、申立人から提出された写真を見て申立人を思い出したものの、申立人の勤務状況等については記憶していなかった。

また、申立人から提出された写真に申立人が記憶している同僚及び上司の3人が写っているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険の被保険者となっていたのは、前回の調査結果と同一の二人で、一人は被保険者となっていないことが確認できる。

なお、社会保険庁（当時）は、緑色の厚生年金保険被保険者証については、昭和29年5月から49年10月までに発行したものであるとしている。

そのほか当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年から平成元年まで

A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、A社は昭和 63 年 9 月 3 日に設立され、申立人は代表取締役であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、申立人のほか、申立人の兄等役員 3 人及び従業員 2 人の全員が厚生年金保険に加入していたと供述しているところ、商業登記簿謄本でA社の取締役となっている申立人の兄は、同社の経営にはかかわっておらず、昭和 55 年から現在まで他社に勤務しており、当該事業所の厚生年金保険に加入していると供述しているとともに、申立人がA社の経理及び社会保険事務の担当であったとする従業員は、同社に勤務したことは無く、申立期間は、他社に勤務しており、当該事業所で厚生年金保険に加入していると供述している。

さらに、申立人は、申立期間に国民年金にも加入していたとしているところ、オンライン記録によると、申立期間を含む昭和 60 年 1 月から平成 12 年 2 月までは国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できるとともに、昭和 58 年 6 月 1 日から平成 12 年 3 月 9 日まで国民健康保険に加入している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 12679（事案 6192 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月4日から34年3月1日まで

A会（現在は、B会）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間の勤務状況、保険料控除状況を確認できないなどの理由により、記録訂正を行うことができない旨の通知があった。

前回の申立てでは勤務先を間違えて申し立てており、A会を退会した直後にC団に移籍したため、申立期間においては、同団で勤務していた。今回は、申立期間の勤務先をA会からC団に訂正して再申立てをするので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人はA会に勤務していたと申し立てていたところ、B会が保管する「会員カード」において、申立人が昭和33年7月2日に退職した旨の記録があり、申立人は申立期間に勤務していなかったと回答していること等から、申立人の申立期間の勤務状況及び厚生年金保険料の控除を確認できなかったことにより、既に、当委員会の決定に基づき平成22年1月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

一方、申立人は、今回の申立てにおいて、勤務先をA会からC団に訂正して再申立てをするので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張しているところ、申立人から提出された同団の定期機関誌「D」の昭和33年9月号、同年10月号及び34年3月号において、申立人の氏名が確認できることから、申立人が申立期間の一部について、同団に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C団の現在の事業主は、申立期間当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除状況について確認できない旨回答している。

また、C団に係る事業所別被保険者名簿に記載された申立期間当時の団員のうち、住所が判明した20人に照会した結果、回答のあった11人のうち一人は、「当時は、他の団からの移籍等により新規に採用した団員は、入団後、半年から1年間程度は契約団員として勤務し、その後に準団員、正団員となるが、契約団員のときは厚生年金保険に入っていなかった。」と回答しており、申立人は、当時、A会からC団に移籍したと申し立てていることから、申立期間において同団の契約団員であったことがうかがえる。

さらに、上記回答のあった団員のうち、他の団からの移籍等により新規採用されたため、当初は契約団員として入団したと回答した二人のうち一人は、「契約団員の期間は、厚生年金保険の被保険者となっていなかった。」と回答している。

加えて、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に記載された申立人の被保険者資格取得日は、昭和34年3月1日であることが確認でき、C団に係る事業所別被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、勤務先をA会からC団に訂正した今回の再申立てについて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月ごろから 48 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務し、その間に第一子、第二子が誕生しており、母子健康手帳を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主の妻の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 48 年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主からは、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができず、事業主の妻は、「A社に関する資料等は現存していないので、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答している。

さらに、上記被保険者名簿から、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得したことが確認できる 19 人のうち、住所が判明した 9 人に対し、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況について照会したものの、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況を確認できる回答は得られなかった。

加えて、申立人から提出された申立人の子に係る母子健康手帳の写しからは、医療機関の受診に当たり健康保険を利用した記録が確認できず、同手帳に記載された診療所及び病院に対し診療記録を照会したところ、いずれの医療機関も、「既に診療記録は保存期間を過ぎており、破棄している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 9 年 7 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額より低くなっている。当時 50 万円相当の給与をもらっていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社が加入していた健康保険組合における申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社に勤務していた従業員が所持する平成 7 年 10 月分の給与支給明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該従業員に係るオンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れない上、当時の取締役の一人は、「確認できる資料は無いものの、当時、従業員の給与は引き下げられていた。社会保険事務所（当時）の最初の記録（50 万円）どおりの標準報酬月額に見合う保険料を控除し続けることはないと思う。年金事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う保険料を控除していたのではないか。」と供述している。

加えて、申立人のA社に係るオンライン記録における標準報酬月額等の記録について、不合理な訂正処理が行われた形跡は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月末ごろから同年 8 月 15 日まで  
A 社に勤務した申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間について、同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る事業所別被保険者名簿に記載された従業員二人の回答から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主と連絡が取れないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

また、A 社の従業員のうち、昭和 50 年 1 月に同社に入社したと回答している従業員一人は、同社に入社後 8 か月経過した同年 9 月から厚生年金保険に加入していることが確認でき、同人は、申立期間においては試用期間があった旨回答している。また、同社に同年 4 月に入社したと回答している従業員一人は、同社に入社後約 5 か月経過した同年 9 月から厚生年金保険に加入していることが確認でき、同人は、同社においては、試用期間があり、厚生年金保険の未加入期間における保険料控除は無かった旨回答していることから、同社は、入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る A 社における雇用保険の加入記録は見当たらない。

加えて、A 社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案12683（事案5215の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月1日から同年7月30日まで  
② 昭和29年2月10日から31年1月1日まで  
③ 昭和31年7月30日から34年10月2日まで  
④ 昭和34年10月2日から36年5月1日まで

申立期間①から③までについて脱退手当金を受給していない、また、申立期間④について厚生年金保険の加入記録が無い旨申し立てたが、厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の算定に必要な記録が記載されているなどにより、脱退手当金を受給していないものと認めることはできないこと、また、同僚照会等を行ったものの、申立人の勤務状況等について確認できないことなどにより、厚生年金保険の加入記録を訂正できないと通知を受けた。そのため、今回、一緒に勤務していた同僚5名の名前を挙げるので、再度調査して申立期間①から③までについて脱退手当金を受給していないこと、また、申立期間④について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から③までに係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等をA省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した記録が記載されていること、ii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されていること、iii) 厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和36年1月14日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間①から③までに係る脱退手当金はほぼ同時期に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われた可能性が考えられることなど、一連の事務処理

に不自然さはいかがえないなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、申立人は上述の通知に異議を唱えるだけで、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間④に係る申立てについては、i) B省保管のC軍基地に係る雇用管理の記録からは、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、オンライン記録と一致していること、ii) 同じく健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得していた複数の同僚に照会したが、いずれも申立人のことを記憶していないと回答していること、iii) 申立人は、一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間④当時の勤務状況及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、一緒に勤務していた同僚 5 名の名前を挙げ、再度申立てを行っている。

しかしながら、同僚 5 名のうち、連絡先が判明した 2 名に照会したところ、1 名は、「申立人を覚えているが、私は昭和 34 年 1 月に申立人より先に辞めたので、申立期間当時は分からない。」と供述し、また、もう 1 名は、「申立人を覚えていない。」と供述している。

以上のことから、申立人が挙げた同僚 5 名から、委員会の当初の決定を変更すべき新たな供述等は得られず、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年ごろから 41 年ごろまで  
② 昭和 42 年ごろから 44 年ごろまで  
③ 昭和 43 年ごろから 44 年ごろまで  
④ 昭和 43 年ごろから 44 年ごろまで  
⑤ 昭和 43 年ごろから 44 年ごろまで  
⑥ 昭和 47 年ごろから 48 年ごろまで  
⑦ 昭和 48 年ごろから 52 年ごろまで  
⑧ 昭和 49 年ごろから 51 年ごろまで

A社、B社、C社、D社、E社、F社、G社及びH社の計8事業所の勤務期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの勤務期間は覚えていないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは、給与明細書を見て毎回確認していたので、当該8事業所の勤務期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたと申し立てているところ、同社は、「申立期間当時の人事記録等が残っていないため、申立人の勤務の実態や申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。」と回答している。

また、申立人は、入社時期及び退社時期を明確に覚えておらず、同僚や上司の氏名に関する記憶も無い上、A社に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた複数の同僚は、いずれも「申立人のことは覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年10月1日であることが確認でき、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は入社時期及び退社時期を明確に覚えておらず、同僚や上司の氏名に関する記憶が無いことから、申立期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、B社は昭和54年に解散しており、当時の事業主等とは連絡を取ることができない上、上記被保険者名簿から同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた複数の同僚は、いずれも「申立人のことは覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。申立期間③、④及び⑤について、期間は不明であるが、申立人は、C社、D社（あるいはE社）及びF社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社が名称変更したG社からは、申立人の勤務実態等についての回答を得ることができない上、申立期間当時、同社に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた複数の同僚は、いずれも「申立人のことは覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、上記被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、D社（あるいはE社）及びF社については、法務局において商業登記の記録は確認できず、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができない上、オンライン記録から、両事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

さらに、申立人は、当該3事業所のいずれにおいても入社時期及び退社時期を明確に覚えておらず、同僚や上司の氏名に関する記憶も無いことから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

申立期間⑥について、申立人はH社に勤務していたと申し立てているところ、同社の業務を継承するI社は、「申立期間当時の人事記録等が残っていないため、申立人の勤務の実態や申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。」と回答している。

また、申立人は、入社時期及び退社時期を明確に覚えておらず、同僚や上司の氏名に関する記憶も無い上、H社に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた複数の同僚は、いずれも「申立人のことは覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑦について、申立人はJ社に勤務していたと申し立てているところ、同社の業務を継承するK社は、「申立期間当時の人事記録等が残っていないため、申立人の勤務の実態や申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。」と回答している。

また、申立人は、入社時期及び退社時期を明確に覚えておらず、同僚や上司の氏名に関する記憶も無い上、J社に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた複数の同僚は、いずれも「申立人のことは覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑧について、申立人はL社に勤務していたと申し立てているところ、同社は、「申立期間当時の人事記録等が残っていないため、申立人の勤務の実態や申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。」と回答している。

また、申立人は、入社時期及び退社時期を明確に覚えておらず、同僚や上司の氏名に関する記憶も無い上、L社に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた複数の同僚は、いずれも「申立人のことは覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①から⑧までに係るいずれの事業所においても、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月ごろから 44 年 6 月ごろまで  
申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間についてはA社にて勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できるほか、申立人の雇用保険の加入記録から、申立期間後の昭和 44 年 6 月 26 日から同年 7 月 31 日まで、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当時、実質的にA社の経営者であった事業主の妻は、「当時は収入減を理由に厚生年金保険に加入しない者がいた。」旨供述しているほか、申立人の記憶する同僚の中には「収入減を理由に入社後数か月は、厚生年金保険に加入しなかった。」、「自己都合により、入社後数年は、厚生年金保険に加入しなかった。」及び「入社後半年間厚生年金保険の加入記録が無いので見習期間があつたのではないか。」旨供述する者もあり、同社においては、必ずしも従業員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険と雇用保険の加入状況について、申立期間当時の従業員の雇用保険を確認したところ、それぞれの加入記録は一致していないことが確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月ごろから 53 年 11 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 50 年 10 月ごろから継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員による「申立人は、昭和 50 年ごろから在籍していたと思う。」旨の供述から判断すると、申立人は申立期間において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者は既に死亡し、当時の取締役からは回答を得られないことから、同社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、厚生年金保険被保険者原票から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

また、申立期間当時、A社が社会保険の事務手を委託していたB協会の社会保険労務士は、「当協会が保管するA社の記録によると、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和 53 年 11 月 1 日となっている。」旨供述しており、当該取得日は、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、オンライン記録によると、申立期間の大部分である昭和 50 年 10 月から 53 年 9 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 30 日から 63 年 6 月 30 日まで

A 社（B 社において厚生年金保険に加入）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、A 社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった在籍証明書及び申立人から提出のあった源泉徴収票から、申立人は、申立期間の一部期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社の人事担当者は、「申立人のような外国籍の従業員は厚生年金保険には加入させていない。」旨供述している上、A 社の複数の元従業員は、「外国籍の従業員は厚生年金保険には入っていなかった。」旨供述しており、同社は、外国籍の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人から提出のあった源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額からは、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できない。

さらに、B 社の当時の代表者及び社会保険担当者は既に死亡している上、同社の人事担当者は、「当時の申立人に係る関係資料が残っていない。」旨供述しており、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月20日から38年5月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和35年5月20日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員による「申立人の勤務期間は分からないが、私が入社したときには、申立人が工場で段ボール関係の仕事をしていた記憶がある。」旨の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の代表者は、「当時の厚生年金保険関係資料が残っていない。」旨供述している上、当時の代表者は既に死亡していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の取扱いは分からない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「入社の際に、採用担当者から当分の間は臨時社員の身分で入社してほしい旨を告げられ、健康保険証は市役所から受け取り、何度か使用した記憶がある。」旨供述している。

さらに、A社から提出のあった失業保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の資格取得日は、昭和38年5月20日となっており、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる上、同社の現在の厚生年金保険担当者は、「申立人は、昭和38年5月20日に厚生年金保険及び失業保険の被保険

者資格を取得しているが、資格取得前の保険料控除はあり得ない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から同年9月1日まで  
② 昭和27年1月16日から同年4月1日まで

A会館で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同会館ではウェ이터として勤務しており、当時大学3年生で在学中であったため、7月から9月までは夏休みであり、3月も春休みで3月末日まで勤務しており、この間休むことはあり得ない。また、勤務していた期間、職種や勤務場所が変わったこともなく、失業手当についても1年以上勤めなければもらえないので、なんとか頑張って3月末まで働き、1年以上勤め、失業手当をもらったことを記憶しているので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 事務職（社会保険事務を含む。）だった従業員から提出された、申立期間当時のA会館の従業員名簿の一部と称する資料によると、申立人は、昭和26年7月1日入社、27年1月16日退社と記録されていることから、申立人が申立期間①に同会館に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A会館に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同会館が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和26年9月1日であり、申立期間①は、適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、A会館に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、いずれも昭和26年9月1日となっており一致している。

さらに、申立人は、上司と同僚を記憶しているが、上司は、所在不明のため照会で、同僚は、照会を行ったものの、回答を得ることができなかったため、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができ

ない。

なお、申立人は昭和 26 年 3 月 13 日から同年 7 月 1 日までの期間、A 会館において厚生年金保険の記録が確認できるが、駐留軍の従業員に係る社会保険の取扱いについては、昭和 26 年 7 月 3 日保発第 51 号厚生省保険局通知により、連合国要員は、昭和 26 年 7 月 1 日以降は、P X（物の販売事業）等に使用される者は強制被保険者となるが、家事使用人、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は強制被保険者とならない旨規定されており、申立人については、職種（ウェイター）からみて、同年 7 月 1 日に同会館の被保険者資格を喪失したと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 当時の進駐軍労務者の厚生年金保険の記録を管理している B 局 C 事務所の記録によると、申立人の A 会館における加入記録は、昭和 26 年 9 月 1 日から 27 年 1 月 16 日までと記録されており、同会館に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録の加入記録と一致しており、申立期間②は被保険者となっていないことが確認できる。

また、申立人は、上司と同僚を記憶しているが、上司は、所在不明のため照会できず、同僚は、照会を行ったものの、回答を得ることができなかったため、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、事務職（社会保険事務を含む。）だった従業員から提出された、申立期間当時の A 会館の従業員名簿の一部と称する資料によると、申立人は、昭和 27 年 1 月 16 日退社と記録されており、申立期間②は、勤務した期間とはなっていない。

加えて、A 会館に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿より、昭和 26 年 9 月 1 日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ、申立期間②に厚生年金保険の加入記録のある者 32 人（昭和 27 年 1 月 16 日以降に資格取得した者 2 人含む。）に照会を行ったところ、19 人（昭和 27 年 1 月 16 日以降に資格取得した者 2 人含む。）より回答があり、全員が申立人を知らない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 21 日から 34 年 3 月 16 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。前社を退社した日から1日も空けずにA社に入社し、同社では百貨店へのセールス業務を行い、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の従業員の在籍を示す資料を保管しておらず、事業所から申立人についての勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社は、従業員の厚生年金保険の取扱いについて、申立人だけの厚生年金保険料の未納は考えられないので、申立人は申立期間においては勤務していないと思われる旨回答している。

さらに、A社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」から複数の従業員に照会し、入社日の判明した従業員7人について、入社日と厚生年金保険の資格取得日との差異の有無を確認したところ、いずれの者も入社日と厚生年金保険の資格取得日とが一致している。

加えて、申立人が姓を挙げた同僚3人に照会し、回答のあった一人は、申立人を知っているが、申立期間に勤務していたかどうかは記憶していない旨供述している。

そして、A社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」から照会し、回答のあった複数の従業員は、申立人を知っているが申立人の勤務期間は不明の旨供述している。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 21 日から 60 年 6 月 1 日までの期間のうち 11 か月

同僚の紹介でA病院に勤務したが、勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に、同病院に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、同僚の紹介でA病院に勤務し、資料は無いが看護師として1日8時間、不規則ではあるが月 20 日から 25 日勤務したはずと主張しているところ、上記の同僚は、確かに申立人をA病院に紹介しており、勤務時の身分及び採用の際の条件等について詳細は分からないが、申立人は1年程度同病院に勤務していたと思う旨供述している。

また、A病院に係る事業所別被保険者名簿から照会し、回答のあった従業員のうち一人が申立人を記憶しており、勤務期間及び勤務形態等詳細は分からないものの、同病院に勤務していたことは間違いない旨供述している。

これらのことから判断すると、申立人は、勤務期間及び勤務形態は特定できないものの、申立期間当時、A病院に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録が確認できず、この理由について、申立期間当時、A病院事務部に勤務していた社会保険担当者は、社会保険の取扱いについて、同病院には内部規定があり、正社員以外の従業員を厚生年金保険及び雇用保険に加入させる条件として、正社員の週当たりの労働時間（32 時間半）の4分の3以上の勤務時間である週 24 時間から 25 時間以上の時間が必要としており、この条件を満たさない場合は、厚生年金保険及び雇用保険に加入させていない旨供述している。

さらに、上記社会保険担当者は、申立人の雇用保険の記録が確認できないことについて、申立人を記憶していないが、A病院における上記の内部規定から判断すると、申立期間当時、申立人はパートの看護師の可能性がある旨供述している。

加えて、A病院に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に同病院に勤務していた 50 人の従業員に照会を行ったところ、上記で供述を得た同僚及び従業員の 2 人を除き申立人を記憶している者はおらず、同病院における申立人の申立期間の勤務期間及び勤務形態等を確認することはできない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。